銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

凧銃甲火薬類等の譲渡、譲受け、輸入	郵砲厂剣類所持等取締法施行規則
育人及び消費に関	歌砲厂剣類所持等取締法施行規則 (昭和三十三年総理府令第十六号)
(する内閣府令(昭和四十一年総理府令第四十六号)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
•	•

改正案	現
(人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値)	(人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値)
第三条 弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定	第三条 弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定
める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積(単	める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積 (単
位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。)の	位は、平方センチメートルとする。第百条において同じ。) のうち
うち最大のものに二十を乗じた値とする。	最大のものに二十を乗じた値とする。
(捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続)	(捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続)
第四条 法第三条第一項第十一号又は第十三号の規定により、都道府	第四条 法第三条第一項第十一号又は第十三号の規定により、都道府
県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣	県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣
類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員	類製造等届出書三通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員
会に提出するものとする。	会に提出するものとする。
2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を	2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を
生じた場合においては、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書	生じた場合においては、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書
二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府	三通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府
県公安委員会に届け出なければならない。	県公安委員会に届け出なければならない。
3 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府	3 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府
県公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理し	県公安委員会は、提出された届出書三通のうち一通に届出を受理し
た旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。	た旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。
4 (略)	4 (略)
(人命救助等に従事する者の届出の手続)	(人命救助等に従事する者の届出の手続)

2・3 (略)

(教習射撃場を設置する者等の使用人の届出の手続)

もの。以下同じ)二枚を添えて、当該使用人に係る事業場の所在地四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載した上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第四号の使用人届出第六条 法第三条第三項又は第三条の二第二項の規定により都道府県

2・3 (略)

を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

を提出して行うものとする。 式第四号の使用人届出書及び当該使用人に係る使用人届出済証明書4 前項の規定による届出は、当該届出に係る事項を朱書した別記様

5 (略)

(申請書の様式等)

| 第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項におい||第九条||法第四条の二第一項(法第五条の四第三項、第六条第三項、

第五条 法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出よのとする。

2・3 (略)

(教習射撃場を設置する者等の使用人の届出の手続)

第六条 法第三条第三項又は第三条の二第二項の規定により都道府県 ない。

2・3 (略)

5 (略)

(申請書の様式等)

第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項におい|第九条 法第四条の二第一項 (法第五条の四第三項、第六条第三項、

るものとする。) の規定により申請をしようとする者は、て準用する場合を含む。) の規定により申請をしようとする者は、

- 別記様式第七号の刀剣類所持許可申請書含む。)の規定により刀剣類の所持の許可を受けようとする者二法第四条の二第一項(法第六条第三項において準用する場合を
- 様式第九号の猟銃等所持許可更新申請書り猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者 別記四 法第七条の三第三項において準用する法第四条の二の規定によ
- 十号の教習資格認定申請書り射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者 別記様式第五 法第九条の五第四項において準用する法第四条の二の規定によ
- 十一号の練習資格認定申請書り射撃練習を受ける資格の認定を受けようとする者 別記様式第六 法第九条の十第三項において準用する法第四条の二の規定によ

(申請書に添付する医師の診断書)

項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合第十条 法第四条の二第二項(法第五条の四第三項、第七条の三第三

を提出するものとする。)の規定により申請をしようとする者は、て準用する場合を含む。)の規定によりて準別記様式第十号の銃砲所持許可申請書、法第九条の一第三項において準用する場合にあつては別記様式第八号の技能検定申請書、法第七条の三第三項におい所持許可申請書(法第五条の四第三項において準用する場合にあつ所持許可申請書(法第五条の四第三項において準用する場合にあつ所持許可申請書(法第五条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により申請をしようとする者は、て準用する場合を含む。)の規定により申請をしようとする者は、

(申請書に添付する医師の診断書)

| 項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合||第十条|||法第四条の二第二項(法第五条の四第三項、第七条の三第三

医師の意見が記載されているものであることとする。 ずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項 第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該 を含む。次項において同じ。) の内閣府令で定める要件は、次のい

な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師 法第五条第一項第三号又は第四号に該当するか否かの判断に必要 第百二十三号)第十八条第一項に規定する精神保健指定医その他 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律

心身の状況について診断したことがある医師 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者の

2 (略)

3 あると認めるときは、その者に法第十二条の三に規定する医師の診 第一項第三号又は第四号に該当するかどうかを認定するため必要が 断を受けることを求めるものとする。 都道府県公安委員会は、 第一項の診断書を提出した者が法第五条

(申請書の添付書類)

第十一条 法第四条の二第三項 (法第五条の四第三項、第六条第三項 る書類は、 いて準用する場合を含む。次項において同じ。)の内閣府令で定め 第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項にお 次に掲げるとおりとする。

(略)

(削除)

医師の意見が記載されているものであることとする。 第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該 ずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項 を含む。次項において同じ。) の内閣府令で定める要件は、次のい

第百二十三号) 第十八条第一項に規定する精神保健指定医 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律

当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委 員会が認める医師 前号に掲げる者のほか、 法第五条第一項第三号又は第四号に該

(略)

2

(申請書の添付書類)

第十一条 る書類は、次に掲げるとおりとする。 いて準用する場合を含む。次項において同じ。 第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項にお 法第四条の二第三項 (法第五条の四第三項、第六条第三項)の内閣府令で定め

一(略)

七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者につ 法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者又は法第

該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書、法第四条第一項の規定により対離検定を受けようとする者、法第七条の四第一項の規定により対撃教習を受けようとする者、法第七条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の四第一項の規定により対撃教習を受けようとする者、法第七条の四第一項の規定により対撃教習を受けようとする者、法第七条の四第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五

三 (略)

(削除)

ことを明らかにした書類の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。) であるの規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。) である「の規定による猟銃の所持しようとする者については、法第五条の二 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供する四 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供する

五 七 (略)

)については、住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基いる者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。ようとする者(法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて八 法第四条第一項第二号から第十号までの規定により許可を受け

いては、別記様式第十三号の同居親族書

当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書がする書面及び破産手続開始の決定を受けようとする者、法第七条の四第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第七条の四第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第七条の四第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第七条の四第一項の規定により許可を受けようとする者、法第七条の四第一項の規定により許可を受けようとする者、法第七条の四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五

(略)

るためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の、 第四号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供す者であることを誓約する書面、 法第五条の二第二項第二号又は第三号のいずれにも該当しない 前号に掲げる者のうち、猟銃を所持しようとする者については

二第四項第一号に掲げる者であることを明らかにした書類

下九 (略)

)については、戸籍抄本及び住民票の写し(外国人にあつては、いる者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。ようとする者(法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて- 法第四条第一項第二号から第十号までの規定により許可を受け

定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規

十 九 (略)

□ 法第四条第一項第四号若しくは第五号に掲げる者、法第四条第一項の規令で定める者から推薦された者又は第三号に掲げる者のうち、猟銃について法から推薦された者又は第三号に掲げる者のうち、猟銃について法がら推薦された者又は第三号に掲げる者のうち、猟銃について法がら推薦された者又は第三号に掲げる者のうち、猟銃について法がら推薦された者以は第三号に掲げる者のうち、猟銃について法がら推薦された者以は第三号に掲げる者、法第四条第一項第四号若しくは第五号に掲げる者、法第四条第一定により交付を受けた推薦書

十一~十五 (略)

2 (略)

省略することができる。 のいずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付をつては、住民票の写し及び経歴書に限る。)については、次の各号の「項第二号及び第三号に掲げる書類(第三号に掲げる書類にあ

一 法第四条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く 要員会に対し、更に同号の規定による許可又は法第七条の三第一 要員会に対し、更に同号の規定による許可又は法第七条の三第一 要員会に対し、更に同号の規定による許可又は法第七条の三第一 を員会に対し、更に同号の規定による許可又は法第七条の三第一 を員会に対し、更に同号の規定による猟銃等の所持の許可を現に

十一 (略)

規定により交付を受けた推薦書
・ 法第四条第一項第四号若しくは第五号に掲げる者、法第四条第一項の別令で定める者から推薦された者又は第四号に掲げる者のうち、猟銃についておいら推薦された者又は第四号に掲げる者のうち、猟銃について第一項第五号の二に掲げる者のうち第一項第一号の政令で定める第一項第五号の二に掲げる者、法第五条第一項第一号の政令で定める第一項第五号の二に掲げる者、法第四条第一項第四条第一項第四号若しくは第五号に掲げる者、法第四条

十三~十七 (略)

2 (略)

| 法第五条の四第二項の合格証明書(以下「合格証明書」という| | 法第五条の四第二項の合格証明書(以下「合格証明書」という| | 法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項の申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項を経過しまの規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の十第二項の | 表第五条の四第二項の合格証明書(以下「合格証明書」という| | 法第五条の四第二項の合格証明書(以下「合格証明書」という

(推薦等)

第十二条 (略)

2 .

(略)

る者(令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く。)少射撃資格の認定を受けているもの(猟銃の所持の許可を受けていに規定する者から推薦された者であつて、猟銃の所持の許可又は年† 令第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号

| 一号において同じ。)の加盟地方団体に対し、住所を変更した旨を体育協会という名称で設立された法人をいう。第四十二条第一項第る公益財団法人日本体育協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本の区域に変更した場合には、その住所地の所在する都道府県におけ

にあつては二十歳に満たない者に限る。) は、住所を他の都道府県

(認知機能検査の実施期間等)

書面により通知しなければならない

十六条 (略)

(推薦等)

第十二条 (略)

2・3 (略)

(認知機能検査の実施期間等)
(認知機能検査の実施期間等)
(認知機能検査の実施期間等)
(認知機能検査の実施期間等)

第十六条 (略)

た場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみな定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつ(昭和三十五年法律第百五号)第九十七条の二第一項第三号イに規2 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法

(略)

者 当該許可の有効期間が満了する日の五月前から一月前までの二 法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする

(猟銃等講習会)

る。

添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとす、別記様式第十九号の猟銃等講習受講申込書に当該申込人の写真を第二十条 法第五条の三第一項の講習会の講習を受けようとする者は

(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。書換申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所えを受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書等第二十二条 法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の書換

ようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申2 法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受け

た場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみな定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつ(昭和三十五年法律第百五号)第九十七条の二第一項第三号イに規次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法

2

(略)

す。

者 当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの一 法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする

間

(猟銃等講習会)

(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

ければならない。 ければならない。 ければならない。 ければならない。 ければならない。 ければならない。 ければならない。 は出するものとする。この場合において、講習修了証明書の書換え を受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書の書換え で受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書の書換え で受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書の書換え を受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書の書換え で受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書の書換え での場合において、講習修了証明書の書換え での場合において、講習修了証明書の書換え

|--| |清書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする

(技能検定通知書)

事項を通知する場合においては、別記様式第二十三号の技能検定通第二十三条(令第二十条第一項の規定により技能検定について必要な

知書を交付して行うものとする。

(合格証明書の様式)

第二十四条(合格証明書は、別記様式第二十四号のとおりとする。

(合格証明書の書換え又は再交付の申請)

受けようとする者について準用する。て準用する法第五条の三第三項の規定により合格証明書の書換えを第二十五条(第二十二条第一項の規定は、法第五条の四第三項におい

とする者について準用する。
る法第五条の三第三項の規定により合格証明書の再交付を受けよう2 第二十二条第二項の規定は、法第五条の四第三項において準用す

(技能講習)

公安委員会に提出するものとする。 様式第二十五号の技能講習受講申込書を住所地を管轄する都道府県第二十六条 法第五条の五第一項の講習を受けようとする者は、別記

(技能検定通知書)

事項を通知する場合においては、別記様式第二十二号の技能検定通第二十三条 令第二十条第一項の規定により技能検定について必要な

(技能検定合格証明書の様式)

知書を交付して行うものとする。

証明書」という。)は、別記様式第二十三号のとおりとする。第二十四条 法第五条の四第二項の合格証明書(次条において「合格

(技能検定合格証明書の書換え又は再交付の申請)

申請書」と読み替えるものとする。

中請書」と読み替えるものとする。

中二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」
十二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」
とあるのは、「別記様式第二十一号の講習修了証明書の書換え及び再交する法第五条の三第三項の規定により合格証明書の書換え及び再交

(技能講習)

する。を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとを添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものと様式第二十五号の技能講習受講申込書二通に当該申込人の写真二枚第二十六条 法第五条の五第一項の講習を受けようとする者は、別記

(技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

書換えを受けようとする者について準用する。 て準用する法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の第二十九条 第二十二条第一項の規定は、法第五条の五第三項におい

る法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の再交付を2 第二十二条第二項の規定は、法第五条の五第三項において準用す

受けようとする者について準用する。

(許可の期間の延長)

現在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。ようとする外国人は、別記様式第二十八号の許可期間延長申請書を第三十条(令第二十四条第二項の規定により許可の期間の延長を受け

(許可証の様式)

(削除)

(技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

再交付等申請書」と読み替えるものとする。 中請書」とあるのは、「別記様式第二十八号の技能講習修了証明書で、第二十二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等で、第二十二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書の書換えずる法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の書換えずる法第五条の三第三項において準用

(許可の期間の延長)

(許可証の様式) 通を現在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。 通を現在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。 ようとする外国人は、別記様式第二十九号の許可期間延長申請書二第三十条 令第二十四条第二項の規定により許可の期間の延長を受け

(許可証の亡失、盗難、滅失又は記載事項の変更の届出)

出ようとする者は、許可証の種類、番号及び発行年月日並びに許可第三十二条(法第七条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け

(許可証の書換えの申請

いる許可証を提出するものとする。
会に提出するとともに、書換えを受けようとする事項が記載されて会に提出するとともに、書換えを受けようとする都道府県公安委員書を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員第三十二条 法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けよう

写しを添えなければならない。 り許可証の書換えを受けようとする者は、同項の申請書に住民票の2 前項の場合において、本籍、住所地又は氏名を変更したことによ

(許可証の再交付の申請)

請書を住所地(法第六条の外国人にあっては、現在地)又は法人のとする者は、別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証再交付申第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けよう

管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。時及び場所を記載した届出書を住所地又は法人の事業場の所在地を証の亡失、盗難又は滅失の場合にあつては亡失、盗難又は滅失の日証の記載事項に変更を生じた場合にあつてはその変更内容を、許可

(許可証の書換えの申請)

2 前項の場合において、本籍又は氏名を変更したことにより許可証とする者は、別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けよう

らない。「にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し」を添えなければなの書換えを受けようとする者は、同項の申請書に戸籍抄本(外国人2.前項の場合において、本籍又は氏名を変更したことにより許可証

(許可証の再交付の申請)

請書二通を住所地(法第六条の外国人にあつては、現在地)又は法とする者は、別記様式第三十六号の銃砲刀剣類所持許可証再交付申第三十四条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けよう

該申請人の写真二枚を添えなければならない。第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者であるときは、当る。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとす

第三十四条・第三十五条 (略)

(許可証等の返納の手続)

第三十六条 つては、 業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする 場合にあつては、練習資格認定証)を添えて、住所地又は法人の事 条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認 は教習資格認定証 (法第九条の十第三項において準用する場合にあ にした書類を添えなければならない。 うとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明らか 定証)又は教習資格認定証(法第九条の十第三項において準用する 十六号の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書に当該許可証(法第九 第二項において準用する場合にあっては、年少射撃資格認定証)又 いて準用する場合を含む。) の規定により許可証 (法第九条の十五 る場合を含む。) 又は第九条の五第三項 (法第九条の十第三項にお この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納しよ 練習資格認定証)を返納しようとする者は、別記様式第三 法第八条第二項 (法第九条の十五第二項において準用す

(許可証の記載事項の抹消の申請)

の許可事項抹消申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提許可に係る事項の抹消を受けようとする者は、別記様式第三十七号第三十七条(法第八条第三項の規定により失効し、又は取り消された

、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。、法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者であるときはとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するもの

第三十五条・第三十六条 (略)

許可証等の返納の手続)

第三十七条 らかにした書類を添えなければならない。 しようとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明 する。この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納 第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資 第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証)又 の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものと する場合にあつては、練習資格認定証)を添えて、住所地又は法人 格認定証) 又は教習資格認定証 (法第九条の十第三項において準用 つては、練習資格認定証)を返納しようとする者は、別記様式第三 は教習資格認定証(法第九条の十第三項において準用する場合にあ いて準用する場合を含む。)の規定により許可証 (法第九条の十五 る場合を含む。) 又は第九条の五第三項 (法第九条の十第三項にお 十七号の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書二通に当該許可証 法第八条第二項 (法第九条の十五第二項において準用す 一(法

(許可証の記載事項の抹消の申請)

の許可事項抹消申請書二通を住所地を管轄する都道府県公安委員会許可に係る事項の抹消を受けようとする者は、別記様式第三十八号第三十八条(法第八条第三項の規定により失効し、又は取り消された)

証を提示するものとする。出するとともに、抹消を受けようとする事項が記載されている許可

2 (略)

(仮領置書)

(仮領置した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還)

は、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならおいて、返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲若しくはの規定による返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲若しくはが砲刀剣類返還申請書を当該銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品を保統砲刀剣類返還申請書を当該銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品を保規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の、第九条の十二第三項、第十一条第九項又は第十一条の二第四項の第三十九条 法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項

2 法第二十五条第四項の規定による返還の申請をしようとする者は

許可証を提示するものとする。 に提出するとともに、抹消を受けようとする事項が記載されている

2 (略)

(**E**)

(仮領置書)

書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めるものとするでは刀剣類又はけん銃部品が法第十三条の三第一項又は第三項の規定による仮領置は、別記様式第三十九号の仮領置書を交付し項の規定による仮領置は、別記様式第三十九号の仮領置書を交付して行うものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲若してにより保管されたものであるときは、第九十七条に規定する保管定により保管されたものであるときは、第九十七条に規定する保管では刀剣類又はけん銃部品が法第十一条第二項又は第八項、第十一条第二項の規定による仮領置は、別記様式第三十九号の仮領置書を交付している。 第三十九条 法第八条第七項系の上第二項、第九条の八第三項。

(仮領置した銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品の返還

|2 法第二十五条第四項の規定による返還の申請をしようとする者は

えて、当該銃砲又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければなを所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添、別記様式第三十九号の銃砲刀剣類返還申請書に、銃砲又は刀剣類

3 (略)

らない。

換えに行うものとする。の規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十号の受領書と引い規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十号の受領書と引い第四項、第二十五条第三項若しくは第四項又は第十項、第十一条の第四十条 法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、

第四十一条 (略)

(射撃指導員の基準)

げるとおりとする。第四十二条 法第九条の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲

、「一つ環では、このでであったででは、団法人日本体育協会の加盟地方団体から推薦された者にあつては

二十五歳(その者の住所地の所在する都道府県における公益財

、二十一歳) 以上の者であること。

<u>-</u>〜五 (略)

2 (略)

(射撃指導員の指定の申請の手続)

場合において、前条第一項第一号括弧書の規定による推薦を受けた住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。このけようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を第四十三条 法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定を受

ならない。 添えて、当該銃砲又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければ類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を、別記様式第四十号の銃砲刀剣類返還申請書二通に、銃砲又は刀剣

3 (略)

と引換えに行うものとする。

「現の規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十一号の受領書の二第四項、第二十五条第三項若しくは第四項又は第二十六条第五、第九条の十二第三項、第十一条第九項若しくは第十項、第十一条第四十一条 法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項

第四十二条

(射撃指導員の基準)

げるとおりとする。第四十三条 法第九条の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲

人日本体育協会の加盟地方団体から推薦された者にあつては、二一 二十五歳 (その者の住所地の所在する都道府県における財団法

十一歳)以上の者であること。 人日本体育協会の加盟地方団体から推薦された者にあつては、二

<u>-</u>| 5五 (略)

2 (略)

(射撃指導員の指定の申請の手続)

この場合において、前条第一項第一号括弧書の規定による推薦を受通を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。けようとする者は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定申請書二第四十四条 法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定を受

り交付を受けた推薦書を添えなければならない。 者は、前条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定によ

(射撃指導員の指定)

別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする第四十四条(法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定は、

(射撃指導員の指定の解除)

行うものとする。 保証の おりま は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して 第四十五条 法第九条の三第二項の規定による射撃指導員の指定の解 第

(射撃指導員の氏名等の変更の届出)

県公安委員会に提出しなければならない。住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する都道府指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃第四十六条 射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記

、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員2(射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し

(教習射撃場の指定の申請の手続)

会にその再交付を申請することができる。

所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。次に掲げる書類を添えて、当該指定を受けようとする指定射撃場のようとする者は、別記様式第四十五号の教習射撃場指定申請書に、第五十条 法第九条の四第一項の規定による教習射撃場の指定を受け

により交付を受けた推薦書を添えなければならない。けた者は、前条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定

(射撃指導員の指定)

別記様式第四十三号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする第四十五条 法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定は、

(射撃指導員の指定の解除)

行うものとする。
徐は、別記様式第四十四号の射撃指導員指定解除通知書を交付して第四十六条 法第九条の三第二項の規定による射撃指導員の指定の解

(新設)

(教習射撃場の指定の申請の手続)

場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。に、次に掲げる書類を添えて、当該指定を受けようとする指定射撃ようとする者は、別記様式第四十五号の教習射撃場指定申請書二通第五十条 法第九条の四第一項の規定による教習射撃場の指定を受け

一 当該指定射撃場を設置する者及び管理する者の住民票の写し及

び履歴書

一 (略)

びその指定番号を記載した書類び生年月日並びにその者が射撃指導員として指定された年月日及三(当該指定射撃場に置かれている教習射撃指導員の住所、氏名及

(教習射撃場の名称等の変更の届出)

都道府県公安委員会に提出しなければならない。 | お道府県公安委員会に提出しなければならない。 | お事項変更届出書を速やかに当該教習射撃場の所在地を管轄するを場合においては、別記様式第四十九号の教習射撃場指定申請書等 | 別記様式第四十九号の教習射撃場指定申請書等 | 別記載事項に変更を生じ第五十四条 教習射撃場を設置し、又は管理する者は、第五十条の教

(教習資格認定証の書換え又は再交付の申請)

えを受けようとする者について準用する。 て準用する法第五条の三第三項の規定により教習資格認定証の書換第五十六条 第二十二条第一項の規定は、法第九条の五第四項におい

ようとする者について準用する。る法第五条の三第三項の規定により教習資格認定証の再交付を受ける法第二条第二項の規定は、法第九条の五第四項において準用する。

住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては、当該指定射撃場を設置する者及び管理する者の住民票の写し(

国籍等) を記載したものに限る。) 及び履歴書

二 (略)

月日及びその指定番号を記載した書類氏名及び生年月日並びにその者が射撃指導員として指定された年三善当該指定射撃場に置かれている教習射撃指導員の本籍、住所、

(教習射撃場の名称等の変更の届出)

(教習資格認定証の書換え又は再交付の申請)

外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し)を、住所地する法第五条の三第三項の規定により教習資格認定証及び戸籍抄本(外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写しび戸籍抄本(外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写しび戸籍抄本(外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写ししたことによるものにあつては、国籍等の記載のある住民票の写ししたことによるものにあつては、国籍等の記載のある住民票の写ししたことによるものにあつては、国籍等の記載のある住民票の写ししたことによるものにあつては、国籍等の記載のある住民票の写しが戸籍抄本(外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し)を、住所地する法第五十二条の規定により教習資格認定証の書換え及び「本籍」と、「受けようとする者であつて、本籍又は氏名を変更したことによるものにあつては、国籍等の記載のある住民票の写し)を、住所地する法第五十二条の規定により教習資格認定証の書換え及び「本籍」と、「受けようとする者であつて、本籍又は氏名を変更した。」といる。

(教習修了証明書の様式)

第五十七条 教習修了証明書は、 別記様式第五十一号のとおりとする

(教習用備付け銃の届出)

第五十八条 十二号の教習用備付け銃等届出書又は別記様式第五十三号の教習用 法第九条の六第二項の規定による届出は、別記様式第五

備付け銃等変更届出書二通を提出して行うものとする。

2 た届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届 前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出され

2

出者に交付するものとする。

(教習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準)

第五十九条 法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲

げるとおりとする。

(略)

保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ・ロ (略)

責任者を定めて、別記様式第五十四号の教習用備付け銃管理

票に所要の事項を記載させること

(略)

(教習射撃場の指定の解除)

第六十一条 の指定の解除は、 法第九条の八第一項又は第二項の規定による教習射撃場 別記様式第五十五号の教習射撃場指定解除通知書

を変更したことによるものにあつては当該教習資格認定証及び住民

票の写し」と読み替えるものとする。

(教習修了証明書の様式)

第五十七条 法第九条の五第五項の教習修了証明書は、 別記様式第五

十二号のとおりとする。

(教習用備付け銃の届出)

第五十八条 法第九条の六第二項の規定による届出は、 別記様式第五

十三号の教習用備付け銃等届出書又は別記様式第五十四号の教習用

備付け銃等変更届出書三通を提出して行うものとする。 前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出され

出者に交付するものとする。 た届出書三通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、

これを届

(教習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準)

第五十九条 法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、 次に掲

げるとおりとする。

(略)

保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ・ロ (略)

責任者を定めて、別記様式第五十五号の教習用備付け銃管理

票に所要の事項を記載させること。

(略)

(教習射撃場の指定の解除)

第六十一条 法第九条の八第一項又は第二項の規定による教習射撃場 の指定の解除は、 別記様式第五十六号の教習射撃場指定解除通知書

を交付して行うものとする。

(教習修了証明書の交付の禁止)

の禁止は、別記様式第五十六号の教習修了証明書交付禁止通知書を第六十二条(法第九条の八第一項の規定による教習修了証明書の交付

交付して行うものとする。

(練習射撃場の指定の申請の手続)

のは、「別記様式第五十七号の練習射撃場指定申請書」と読み替え第五十条中「別記様式第四十五号の教習射撃場指定申請書」とある射撃場の指定の申請の手続について準用する。この場合において、第六十四条(第五十条の規定は、法第九条の九第一項に規定する練習

(練習射撃場の指定)

るものとする。

様式第五十八号の練習射撃場指定書」と読み替えるものとする。中「別記様式第四十六号の教習射撃場指定書」とあるのは、「別記習射撃場の指定について準用する。この場合において、第五十一条第六十五条(第五十一条の規定は、法第九条の九第一項に規定する練

(練習射撃指導員の選任又は解任の届出)

まのとする。 別記様式第五十九号の練習射撃指導員選任等届出書」と読み替える記様式第四十七号の教習射撃指導員選任等届出書」とあるのは、「記様式第四十七号の教習射撃指導員選任等届出書」とあるのは、「別記様式第四十七号の教習射撃指導員選任等届出書」とあるのは、「別記様式第四十七号の教習射撃指導員の選任又は解第六十六条 第五十二条の規定は、法第九条の九第二項において準用

(練習射撃指導員の解任の命令)

を交付して行うものとする。

(教習修了証明書の交付の禁止)

交付して行うものとする。 の禁止は、別記様式第五十七号の教習修了証明書交付禁止通知書を第六十二条 法第九条の八第一項の規定による教習修了証明書の交付

(練習射撃場の指定の申請の手続)

るものとする。
のは、「別記様式第五十八号の練習射撃場指定申請書」と読み替えのは、「別記様式第五十八号の練習射撃場指定申請書」とある射撃場の指定の申請の手続について準用する。この場合において、第六十四条 第五十条の規定は、法第九条の九第一項に規定する練習

(練習射撃場の指定)

様式第五十九号の練習射撃場指定書」と読み替えるものとする。中「別記様式第四十六号の教習射撃場指定書」とあるのは、「別記習射撃場の指定について準用する。この場合において、第五十一条第六十五条(第五十一条の規定は、法第九条の九第一項に規定する練

(練習射撃指導員の選任又は解任の届出)

のとする。

別記様式第六十号の練習射撃指導員選任等届出書」と読み替えるも記様式第四十七号の教習射撃指導員選任等届出書」とあるのは、「記様式第四十七号の教習射撃指導員選任等届出書」とあるのは、「別での届出について準用する。この場合において、第五十二条中「別年の活送の大学工具の規定は、法第九条の九第二項において準用第六十六条 第五十二条の規定は、法第九条の九第二項において準用

(練習射撃指導員の解任の命令)

第六十七条 四十八号の教習射撃指導員解任命令書」とあるのは、「別記様式第 六十号の練習射撃指導員解任命令書」と読み替えるものとする。 について準用する。この場合において、第五十三条中「別記様式第 する法第九条の四第三項の規定による練習射撃指導員の解任の命令 第五十三条の規定は、法第九条の九第二項において準用

(練習資格認定証の様式)

第六十九条 法第九条の十第二項の練習資格認定証は、別記様式第六 十一号のとおりとする。

(練習資格認定証の書換え又は再交付の申請)

第七十条 第二十二条第一項の規定は、法第九条の十第三項において を受けようとする者について準用する。 準用する法第五条の三第三項の規定により練習資格認定証の書換え

2 る法第五条の三第三項の規定により練習資格認定証の再交付を受け ようとする者について準用する。 第二十二条第二項の規定は、 法第九条の十第三項において準用す

> |第六十九条||法第九条の十第二項の練習資格認定証は、 六十一号の練習射撃指導員解任命令書」と読み替えるものとする。 (練習資格認定証の様式) 別記様式第六

四十八号の教習射撃指導員解任命令書」とあるのは、「別記様式第

について準用する。この場合において、第五十三条中「別記様式第

|第六十七条||第五十三条の規定は、法第九条の九第二項において準用

する法第九条の四第三項の規定による練習射撃指導員の解任の命令

(練習資格認定証の書換え又は再交付の申請

十二号のとおりとする。

第七十条 第二十二条の規定は、法第九条の十第三項において準用す 」とあるのは「受けようとする者であつて、 」とあるのは「別記様式第六十三号の練習資格認定証再交付等申請 変更したことによるものにあつては当該練習資格認定証及び住民票 国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し)を、住所地を 戸籍抄本(外国人にあつては、 書」と、「 受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書及び たことによるものにあつては当該練習資格認定証及び戸籍抄本(外 交付を受けようとする者について準用する。この場合において、 る法第五条の三第三項の規定により練習資格認定証の書換え及び再 |十二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書 国籍等の記載のある住民票の写し) 本籍又は氏名を変更し

の写し」と読み替えるものとする。

(練習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準)

|第七十三条||第五十九条及び第六十条の規定は、法第九条の十一第二 項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に

(練習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準)

第七十三条 項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に 第五十九条及び第六十条の規定は、法第九条の十一第二

まる。 本語のは「第七十三条において読み替えて準用する第五十九条第二号八に規定する練習用備付け銃管理票」と、第六十条中「前管理票」とあるのは「第七十三条において読み替えて準用する第五十九条第二号八に規定する教習用備付け銃管理票」と、第六十条中「前管理票」とあるのは「練習用備付け銃管理票」と、第六十条中「前管理票」とあるのは「第七十三条において満定する練習用備付け銃管理票」と、第六十条中「前管理票」とあるのは「第七十三条において、第五十九条第二号八に規定する練習用備付け銃管理票」と、第六十条中「前ででは、といるのは「別記様式第一ついて準用する。この場合において、第五十九条第二号八中「別記様式第一ついて準用する。この場合において、第五十九条第二号八中「別記様式第一ついて準用する。この場合において、第五十九条第二号八中「別記書」と

(練習射撃場の指定の解除)

て行うものとする。解除は、別記様式第六十三号の練習射撃場指定解除通知書を交付し第七十四条(法第九条の十二第一項の規定による練習射撃場の指定の

(年少射擊資格認定申請書)

ものとする。
る者は、別記様式第六十四号の年少射撃資格認定申請書を提出する第七十五条 法第九条の十三第一項の規定により認定を受けようとす

(年少射撃資格認定申請書の添付書類等)

次に掲げるとおりとする。第七十六条(法第九条の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、

きは、その数に一を加えた枚数) 申請人の写真二枚 (受けようとする認定の数が二以上であると

二 住民票の写し

本等二号二に規定する練習用備付け銃管理票」と読み替えるものと条第二号八に規定する練習用備付け銃管理票」とあるのは「第七十三条において読み替えて準用する第五十九条第二号八に規定する教習用備付け銃管理票」とあるのは「第七十三条において読み替えて準用する第五十九条第二号八に規定する練習用備付け銃管理票」と、第六十条中「前に要」とあるのは「第七十二条において、第五十九条第二号八中、別記様式第ついて準用する。この場合において、第五十九条第二号八中、別記書である。

(練習射撃場の指定の解除)

て行うものとする。解除は、別記様式第六十五号の練習射撃場指定解除通知書を交付し第七十四条 法第九条の十二第一項の規定による練習射撃場の指定の

(年少射擊資格認定申請書)

(年少射撃資格認定申請書の添付書類等)

次に掲げるとおりとする。第七十六条 法第九条の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、

一 申請人の写真二枚

二 戸籍抄本及び住民票の写し (外国人にあつては、国籍等の記載

(削除)			(削除) 三・匹 (略)	0 0
種類、番号及び発行年月日」とあるのは「番号及び発行年月日」と「つとする者について準用する。この場合において、第三十二条中「第七十八条 第三十二条の規定により都道府県公安委員会に届け出よ出)	1 +	法第九条の十三第一項の規定により提出することとされる前項第二分とする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。 の年少射撃資格認定申請書のいずれか―に添付すれば足りる。 うとする者は、当該同一の内容となる書類については、一をこれらうとする者は、当該同一の内容となる書類については、一をこれらうとする者は、当該同一の内容となる書類については、一をこれらるとする。 1	2 同時に複数の年少射撃資格認定申請書を提出する場合において、五・六 (略)	村 産 で 第 る

(年少射撃資格認定証の書換えの申請)

(年少射撃資格認定証の再交付の申請)

安委員会に提出するものとする。

安委員会に提出するものとする。

大の写真二枚(受けようとする再交付の数が二以上であるときは、人の写真二枚(受けようとする再交付の数が二以上であるときは、の規定により年少射撃資格認定証の再交付を受けようとする者は、第七十九条 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項

(年少射撃資格の認定のための講習会)

都道府県公安委員会に提出するものとする。 格講習受講申込書に当該申込人の写真を添えて、住所地を管轄する会の講習を受けようとする者は、別記様式第六十八号の年少射撃資第八十条 法第九条の十四第一項の年少射撃資格の認定のための講習

(年少射撃資格認定証の書換えの申請

み替えるものとする。

安委員会」と読み替えるものとする。

安本員会」と読み替えるものとする。

安本のは「別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証書換申書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所・おりようとする者について準用する。この場合において、第三十三一、おりようとする者について準用する。この場合において、第三十三十二十八号の年少射撃資格認定証の書換えをの共立によりた者で都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

(年少射撃資格認定証の再交付の申請)

(年少射撃資格の認定のための講習会)

管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。格講習受講申込書二通に当該申込人の写真二枚を添えて、住所地を習会の講習を受けようとする者は、別記様式第七十号の年少射撃資第八十一条 法第九条の十四第一項の年少射撃資格の認定のための講

(年少射撃資格講習修了証明書の様式)

第八十一条 法第九条の十四第二項の年少射撃資格講習修了証明書は

、別記様式第六十九号のとおりとする。

(年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

| いて準用する法第五条の三第三項の規定により年少射撃資格講習修第八十二条 第二十二条第一項の規定は、法第九条の十四第三項にお

了証明書の書換えを受けようとする者について準用する。

する法第五条の三第三項の規定により年少射撃資格講習修了証明書2 第二十二条第二項の規定は、法第九条の十四第三項において準用

の再交付を受けようとする者について準用する。

第八十三条~第八十九条 (略)

(猟銃等保管業の届出)

する。を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとけ出ようとする者は、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二通け出ようとする者は、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二通界九十条 法第十条の八第一項の規定により都道府県公安委員会に届

- 公安委員会に届け出なければならない。
 「通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県生じた場合においては、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二2」前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を
- た旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。 県公安委員会は、提出された届出書二通のうちー通に届出を受理し3 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府
- | 4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止し

(年少射撃資格講習修了証明書の様式)

第八十二条 法第九条の十四第二項の年少射撃資格講習修了証明書は

別記様式第七十一号のとおりとする。

(年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

資格講習修了証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。 書の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この書の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この目する法第五条の三第三項の規定により年少射撃資格講習修了証明第八十三条 第二十二条の規定は、法第九条の十四第三項において準

第八十四条~第九十条 (略)

(猟銃等保管業の届出)

のとする。
三通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するも居け出ようとする者は、別記様式第七十三号の猟銃等保管業届出書第九十一条 法第十条の八第一項の規定により都道府県公安委員会に

- 県公安委員会に届け出なければならない。||三通|に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府生じた場合においては、別記様式第七十三号の猟銃等保管業届出書2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を
- た旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。 県公安委員会は、提出された届出書三通のうち一通に届出を受理し3 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府
- |4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止し

ならない。 を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければ た場合においては、別記様式第七十一号の猟銃等保管業廃止届出書

(保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準)

第九十一条 法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二

項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(略)

保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ・ロ (略)

責任者を定めて、別記様式第七十二号の猟銃等保管受託簿に所

要の事項を記載させること。

二 · 亦 (略)

第九十二条 (略)

(保管業務の廃止又は停止の命令)

第九十三条 法第十条の八第三項の規定による保管業務の廃止又は停

止の命令は、別記様式第七十三号の猟銃等保管業務廃止等命令書を

交付して行うものとする。

(使用実績報告書)

第九十四条 法第十三条後段の規定により報告を求められた者は、 別

記様式第七十四号の使用実績報告書を速やかに住所地を管轄する都

道府県公安委員会に提出しなければならない。

(照会書)

第九十五条 都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照

> を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければ た場合においては、 別記様式第七十四号の猟銃等保管業廃止届出書

ならない。 (保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準)

第九十二条 法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二

項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(略)

保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ・ロ (略)

要の事項を記載させること。 責任者を定めて、別記様式第七十五号の猟銃等保管受託簿に所

二 · ホ (略)

第九十三条 (略)

(保管業務の廃止又は停止の命令)

第九十四条 法第十条の八第三項の規定による保管業務の廃止又は停 止の命令は、別記様式第七十六号の猟銃等保管業務廃止等命令書を

(使用実績報告書)

交付して行うものとする。

第九十五条 法第十三条後段の規定により報告を求められた者は、別 記様式第七十七号の使用実績報告書を速やかに住所地を管轄する都

道府県公安委員会に提出しなければならない。

(照会書)

会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲刀剣類関係 第九十六条 会を書面により行うときは、別記様式第七十八号の銃砲刀剣類関係 都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照

事項照会書を用いるものとする。

保管書

第九十六条 別記様式第七十六号の保管書を交付して行うものとする。 法第十三条の三第一項又は第三項の規定による保管は、

(保管した銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品の返還)

第九十七条 保管書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。 法第十三条の三第二項又は第四項の規定による返還は、

第九十八条・第九十九条 (略)

(準空気銃製造業等の届出の手続)

第百条 法第二十一条の三第一項第四号の規定により、都道府県公安 提出するものとする。 造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に 委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十七号の準空気銃製

- 2 書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道 生じた場合においては、別記様式第七十七号の準空気銃製造等届出 府県公安委員会に届け出なければならない。 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を
- 3 県公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理し た旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府

(略

(略)

第百一条 (模造拳銃)

事項照会書を用いるものとする。

(保管書)

第九十七条 別記様式第七十九号の保管書を交付して行うものとする。 法第十三条の三第一項又は第三項の規定による保管は、

(保管した銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品の返還)

第九十八条(法第十三条の三第二項又は第四項の規定による返還は、 保管書及び別記様式第四十一号の受領書と引換えに行うものとする

第九十九条・第百条 (略)

(準空気銃製造業等の届出の手続)

第百一条 提出するものとする。 造等届出書三通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に 安委員会に届け出ようとする者は、 法第二十一条の三第一項第四号の規定により、都道府県公 別記様式第八十号の準空気銃製

- 2 県公安委員会に届け出なければならない。 生じた場合においては、別記様式第八十号の準空気銃製造等届出書 三通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を
- 3 県公安委員会は、提出された届出書三通のうち一通に届出を受理し た旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府

(略)

第百二条 (略)

(模造けん銃)

第百二条 (略)

- 出するものとする。
 「等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十八号の模造拳銃製造2」法第二十二条の二第一項ただし書の規定により、都道府県公安委
- た旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。 県公安委員会は、提出された届出書二通のうちー通に届出を受理し4 第二項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府
- 5 (略)

(模擬銃器に該当しない物)

第百三条 (略)

2 前条第二項から第五項までの規定は、法第二十二条の三第二項の2 前条第二項から第五項までの規定は、法第二十二条の三第二項及び第三項中「別記様式第七十八号の模造拳銃製造等届出書」とあるのは、規定において準用する。この場合において、前条第二項及び第三項をでの規定は、法第二十二条の三第二項のとする。

第百四条 (略)

(銃砲刀剣類等一時保管書の交付等)

第百五条 警察官は、法第二十四条の二第二項の規定により銃砲刀剣

第百三条 (略)

- 提出するものとする。
 造等届出書三通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に員会に届け出ようとする者は、別記様式第八十一号の模造けん銃製2 法第二十二条の二第一項ただし書の規定により、都道府県公安委
- 4 第二項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府出書三通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都出書三通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都当情に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を3 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を
- た旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。県公安委員会は、提出された届出書三通のうち一通に届出を受理し4 第二項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府
- 5 (略)

第百四条 (略) (模擬銃器に該当しない物)

2 前条第二項から第五項までの規定は、法第二十二条の三第二項のとする。

第百五条 (略)

(銃砲刀剣類等一時保管書の交付等)

| | 第百六条 | 警察官は、法第二十四条の二第二項の規定により銃砲刀剣

する。 者に別記様式第八十号の銃砲刀剣類等一時保管書を交付するものと類等を一時保管した場合においては、当該銃砲刀剣類等を提出した

(一時保管した銃砲刀剣類等の返還)

砲刀剣類等の返還は、銃砲刀剣類等一時保管書及び別記様式第四十第百六条 法第二十四条の二第六項の規定による一時保管に係る銃

第百七条 (略)

号の受領書と引換えに行うものとする。

(一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付)

用する。この場合において、第四十一条中「仮領置書」とあるのは用する法第八条第九項の規定により売却した代金の交付について準百八条 第四十一条の規定は、法第二十四条の二第八項において準

「銃砲刀剣類等一時保管書」と読み替えるものとする。

第百九条 (略)

(仮領置した銃砲又は刀剣類の引継)

類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲刀剣類引継書によつ第百十条 法第二十五条第二項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣

て行うものとする。

(引渡書)

場合においては、別記様式第八十三号の申出受理簿に申し出た者の第百十一条 法第二十五条第三項第二号に該当する旨の申出があつた

とする。 者に別記様式第八十三号の銃砲刀剣類等一時保管書を交付するもの類等を一時保管した場合においては、当該銃砲刀剣類等を提出した

(一時保管した銃砲刀剣類等の返還)

号の受領書と引換えに行うものとする。 刀剣類等の返還は、銃砲刀剣類等一時保管書及び別記様式第四十一第百七条 法第二十四条の二第六項の規定による一時保管に係る銃砲

第百八条 (略)

(一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付)

、「銃砲刀剣類等一時保管書」と読み替えるものとする。用する。この場合において、第四十二条中「仮領置書」とあるのは用する法第八条第九項の規定により売却した代金の交付について準第百九条(第四十二条の規定は、法第二十四条の二第八項において準

第百十条 (略)

(仮領置した銃砲又は刀剣類の引継)

| つて行うものとする。| 剣類の引継は、別記様式第八十五号の仮領置銃砲刀剣類引継書による|| 第百十一条 法第二十五条第二項の規定による仮領置した銃砲又は刀

(引渡書)

場合においては、別記様式第八十六号の申出受理簿に申し出た者の第百十二条(法第二十五条第三項第二号に該当する旨の申出があつた)

書を交付するものとする。所地を管轄する警察署長に通報した後、別記様式第八十四号の引渡住所地その他必要な事項を録取し、あらかじめ当該申し出た者の住

(法第二十五条第五項の期間の延長の承認)

る者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲又は第百十二条 法第二十五条第五項の期間の延長の承認を受けようとす

刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

(銃砲又は刀剣類の提出命令)

を命ずる場合においては、別記様式第八十六号の提出命令書を交付第百十三条(法第二十七条第一項の規定により銃砲又は刀剣類の提出)

して行うものとする。

(提出を命じた銃砲又は刀剣類を売却した代金の交付)

「提出命令書」と読み替えるものとする。する。この場合において、第四十一条中「仮領置書」とあるのは、する法第八条第九項の規定により売却した代金の交付について準用第百十四条 第四十一条の規定は、法第二十七条第三項において準用

(記録票等)

第百十五条 (略)

(電磁的方法による記録票の作成等)

第百十六条(前条第一項に規定する記録票は、電磁的方法により記録)

所地を管轄する警察署長に通報した後、別記様式第八十七号の引渡住所地その他必要な事項を録取し、あらかじめ当該申し出た者の住

書を交付するものとする。

(法第二十五条第五項の期間の延長の承認)

る者は、別記様式第八十八号の期間延長承認申請書を当該銃砲又は第百十三条 法第二十五条第五項の期間の延長の承認を受けようとす

(銃砲又は刀剣類の提出命令)

川剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

を命ずる場合においては、別記様式第八十九号の提出命令書を交付第百十四条 法第二十七条第一項の規定により銃砲又は刀剣類の提出

して行うものとする。

「提出命令書」と読み替えるものとする。
する。この場合において、第四十二条中「仮領置書」とあるのは、する法第八条第九項の規定により売却した代金の交付について準用第百十五条(第四十二条の規定は、法第二十七条第三項において準用(提出を命じた銃砲又は刀剣類を売却した代金の交付)

(記録票等)

第百十六条 (略)

らない。
号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければなっての管理する銃砲の種別、名称、型及び番号を別記様式第九十2.法第二十八条の規定による銃砲の管理責任者は、十二月末日にお2.

(新設)

とができる。することにより作成し、当該記録に係る記録媒体により保存するこ

| 媒体を送付することによつて行うことができる。 | 2 | 前条第二項に規定する通知は、電磁的方法による記録に係る記録

(台帳の整理)

なハ。は、それぞれ台帳に登載し、異動のあるごとに整理しなければなら第百十七条 都道府県公安委員会は、次の各号に掲げる場合において

- けた場合
 | 「持ち歩き」では第二十二条の三第二項の規定により届出を受工条の二第一項又は第二十二条の三第二項の規定により届出を受三項、第十条の八第一項、第二十一条の三第一項第四号、第二十一法第三条第一項第十一号若しくは第十三号、第二項若しくは第一
- 三 法第七条の三第二項の規定により許可の更新をした場合

射撃場又は練習射撃場を指定した場合は第九条の九第一項の規定により指定射撃場、射撃指導員、教習四、法第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第一項又

(電磁的方法による保存等に係る基準)

第百十八条 第十三条 (第四十二条第二項において準用する場合を含 |第百十八条

(台帳の整理)

第百十七条 都道府県公安委員会は、法第三条の規定により届出を受 習資格認定証、年少射撃資格認定証若しくは年少射撃資格講習修了 Ιţ 若しくは練習射撃場を指定し、又は法第十条の八第一項の規定によ 第七条第一項、 り猟銃等保管業の届出を受ける場合においては、それぞれ台帳に登 九条の四第一項若しくは第九条の九第一項の規定により教習射撃場 証明書を交付し、 二第二項若しくは第九条の十四第二項の規定により講習修了証明書 合格証明書、技能講習修了証明書、許可証、教習資格認定証、練 法第五条の三第二項、 異動のあるごとに整理しなければならない。 第九条の五第二項、 法第七条の三第二項の規定により更新をし、 第五条の四第二項、 第九条の十第二項、 第五条の五第二項、 第九条の十 法第

(電磁的方法による保存等に係る基準)

^{東百十八条} 第十三条 (第四十三条第二項 において準用する場合を含

なければならない。をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めをする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めを含む。)、第八十六条又は第九十二条の規定による記録又は保存む。)、第四十八条、第六十条(第七十三条において準用する場合

なければならない。 第八十七条又は第九十三条の規定による記録又は保存を含む。)、第八十七条又は第九十三条の規定による記録又は保存む。)、第四十八条、第六十条(第七十三条において準用する場合

格の設定	解智を行う資 定による射撃	十第二項の規 七 法第九条の	資格で、設定している。	定による計響	法質九条の	五 法第七条の三	のの別 更所に 新持る 許可	三第一項の規	検定しる技能	四第一項の規	許可の所持の	一環第四条第							可釣 の 月 料 の 計	規定第一 規定第一 法第四条第 の条第	する許可等 と	/
君	口。法第四条第一項第	イ 法第四条第一	2 法第四条第一		- 1	三第一項の規定によ	ロ 選手等に限る。 る者	選手等を除く。	2 法第四条第一項第一	イ 法第四条第一項第	古 法第四条第一	イ 法第四条第一	ない者がいます。	リー は 東西 東西 東西 東西 東西 東西 東西 東西 東西 東西	いる者を対抗の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	見項第四条第四条第			る可能の 者を受けてい がでい	が 規定 環境 関連 で は 等 の 条 の の の の の の の の の の の の の の の の の	許可等を受けるうとする書	/
老	一項第一号の想定による許可を受けていない	項第一号の規定による許可を受けている者	項第一号の規定による許可を受けていない	The state of the s	芸育理論官一関語一手の見起これ名作可能をすている語	項の規定による空気銃の所持の許可の更新)及び法第五条の二第三項第六号に該当す「第三項第一号に該当する者(射撃競技参加)	一増第一号の規定による許可を受けていない	一項第一号の規定による許可を受けている者	項第一号の規定による許可を受けていない	境第一号の規定による許可を受けている者	四、法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	10 法第五条の二第三項第二号または第三	(2) 法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	は第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	は第五条の二第三項第四号又は第五号	は、後半五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者	法第五条の二第三項第二号に該当する者(射撃競技参加選手等に限る。)及び3)法第五条の二第三項第一号に該当する	(1) 法第五条の二第三項第一号に該当する者(射撃競技参加選手等を除く。)		は提示する音類
(0	0	0	C					0	0	0		0	0							申請人の写真	2 ‡
Ç	0		0		T				0		0		0	0							住民 票の写し	
(0	0	0	C		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	調習修丁証	明;
(0	0			T								0		0		0				合格証明書 數習修了証	义;明节
				Ĭ				0						0		0		0		0	技能講習修了記	
_		0		C		0	0	0		0		0			0	0	0	0	0	0	許可	İ
														0		0		0			やむを得ないる 明らかにした者	情類
						0	0	0						0		0		0			使用実績報	
(0	0	0	C		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	経歴	1

音をいう。

を受けていない 者 (射撃競技参加) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	サイン けっしょう	は第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない	- Y /	が漢の第	可能の別様の計		, in					_	許可	三二法第五条の・	_	C第3法 と一第5項 も項系 が現象の	のの領 更所に 新持の許可	五 法第七条の三分	五第二項の規則	質特の認定と	_	格でである。
サマンない かけ けっと	サイン は で	の規定による許可を受けていない の規定による許可を受けていない の規定による許可を受けている者 のは	計可等を受けよう	規定による 規定第四条第 の の の の の の の の の の の の の	る可参り 可を受けてい の の の の の の の の の の の の の の の の の の の			一項第一号の	か新聞を 新聞鏡で 新聞鏡で 新聞鏡で 新聞鏡で は で は で の は で の は で の は で の は で の は で の は で の は で の に に に に に に に に に に に に に	一 類 第四 第四 第四 発 形 の 第 の 第 の 第 の 第 の の の の の の の の の の の	ない者がてい	* 法第四条第一	老		法第四条第 	選手等を除く。	る者等に限る。 選手等に限る。			者	法第四条第一	者
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○	は提示する書類	者	法第五条の二第三項第八号に該当する者(射撃競技参加選手等に限る。)及び3、法第五条の二第三項第一号に該当する		に該当する者に法第五条の二	に該当する者の一	に該当する者のは	11 法第五条の二第三項第二号又は第三号	(2) 法第五条の二第三項第四号又は第五号	項第一号の規定による許可を受けている者	項第一号の規定による許可を受けていない		-)及び法第五条の二第三項第六号に該当す。第三項第一号に該当する者(射撃競技参加	6る空気鏡の所持の許可の更新	項第一号の規定による許可を受けている者	増第一号の規定による許可を受けていない	項第一号の規定による許可を受けて	項第一号の規定による許可を受けていない
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	申請人の写真 2							0	0		0	0	0				0	0	0	0
○ ○ ○ ○ 食格证明音 3 ○<	○ ○ ○ ○ 会格证明書及 ○ <t< td=""><td>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><th>戸籍抄本及び住民 の写し</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td></td><td>0</td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td>0.</td></t<>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	戸籍抄本及び住民 の写し							0	0		0		0					0		0.
○ ○ ○ ○ bk能講習修了証明 ○ <td< td=""><td>○ ○ ○ ○ bk能講習修了証明 ○ <td< td=""><td>○ ○ ○ ○ bk能講習修了証明 ○ <</td><th>講習修了証明</th><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></td<></td></td<>	○ ○ ○ ○ bk能講習修了証明 ○ <td< td=""><td>○ ○ ○ ○ bk能講習修了証明 ○ <</td><th>講習修了証明</th><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></td<>	○ ○ ○ ○ bk能講習修了証明 ○ <	講習修了証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
O OOOOO O O O O O # # #	O OOOOO O O O O O # 17 8	○ ○	合格証明書又 教習修了征明	-			0		0		0										0	0
		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	技能講習修了証明	0		0		0		0						0						
	○ ○ ○ やむを得ない事情 明らかにした書類		倂 可	0	0	0	0	0	0			0		0	100	0	0	0	0		0	

別表第1の別記様式

(表)

歴 経

年 月 日

申請人氏名 印

					F	月請 ノ	(氏名	á				ED					
			期	間	勤力	務	先	•	職	務	内	容					
			年 年	月から 月まで													
			年 年	月から 月まで													
職		歴	年 年	月から 月まで													
			年 年	月から 月まで													
		年 年	月から 月まで														
			期	間	住							所					
	: 所 歴 - -							年 年	月から 月まで								
				年 月から 年 月まで													
住		年 年	月から 月まで														
							年 年	月から 月まで									
		年 年	月から 月まで														

別表第1の別記様式

(表)

経 歴 書

年 月 日

申請人氏名

			期		間	勤)	務	先	職	務	内	容										
			年年	月月	日から 日まで																		
			年 年	月月	日から 日まで																		
職		歴	年 年	月月	日から 日まで																		
			年 年	月 月	日から 日まで																		
			年 年	月月	日から 日まで																		
			期		間	住							所										
			年 年	月 月	日から 日まで																		
			年 年	月月	日から 日まで																		
住	所	所 歴	歴	歴	歴	歴	歴	歴	斤 歴	斤 歴	听 歴	近 歴	年 年	月月	日から 日まで								
		年年	月月	日から 日まで																			
			年 年	月月	日から 日まで																		

(裏)

	期		間	銃		種	処	理	結	果
	年年	月月	日から 日まで							
	年年	月月	日から 日まで							
猟銃等所持歴	年年	月月	日から 日まで							
	年年	月月	日から 日まで							
	年年	月月	日から 日まで							
	年		月	犯	歴		の	内		容
犯 歴										
10 /IE										
銃砲刀剣類所 4号に係る中間 下に関する治療	屢又は同	頂角	85号に係	系る能力	の欠如若	る症しく	病気、同 (は著し	可項第 い化	ŧ 1	・無

備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

- 2 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
- 3 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
- 4 住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
- 5 猟銃等所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡 した許可に係る猟銃又は空気銃について記載すること。
- 6 猟銃等所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃の別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
- 7 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

	期		間	銃		種	処	理	結	果
	年 年	月月	日から 日まで							
	年年	月月	日から 日まで							
猟銃等所持歴	年 年	月月	日から 日まで							
	年年	月月	日から 日まで							
	年年	月月	日から 日まで							
	年	F	1 日	犯	歴		Ø	内		容
犯 歴										
16 li≞										
銃砲刀剣類所 4号に係る中間 下に関する治療	事又は 同	司項第	第5号に係	系る能力	の欠如者	系る症 告しく	病気、同 くは著し	司項第 しい作	乱有	す・無

備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

- 2 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
- 3 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
- 4 住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
- 5 猟銃等所持歴欄には、許可に係る猟銃又は空気銃について記載すること。
- 6 猟銃等所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消 しの年月日、銃種欄には、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾 銃以外の猟銃、空気銃の別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及 び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
- 7 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
- 8 不用の文字は、横線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式

第1号(第4条関係)

銃 砲 刀 剣 類 製 造 等 届 出 書 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第 号の規定により、 を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住所 氏名

ED

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地 及 び 電 話 番 号	
責任者の氏名、住所 及 び 電 話 番 号	
銃 砲 刀 剣 類 の 種 類 及 び 種 類 別 の 製造 月間予定 販売 数 製作	
事業開始の 予定 時 期	

- 備考 1 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法 人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 4 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、 住所及び電話番号を記載すること。
 - 5 第4条第2項の規定による届出事項の変更の届出をしようとすると きは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
 - 6 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式 第1号(第4条関係)

整理番号	
整理年月日	

銃砲刀剣類製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第 号の規定により、 を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住所 氏名

Eſ

主たる事務所の名称、 所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地 及び電話番号	
責任者の氏名、住所及 び電話番号	
銃砲刀剣類の種類及び 種類別の 製造 月間予定販売数 製作	
事業開始の 予定 時 期	

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 4 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 5 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、 住所及び電話番号を記載すること。
 - 6 第2条第2項の規定による届出事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
 - 7 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第2号(第5条関係)

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第2項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。 年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所 電話番号 氏 名

ED

					LC	П			-,-
届	出(D 種	別	新規、	記載事項変	更(追加、	削除、	その他)
使月	用させ	所 持 許 証 の 番	릴						
ょ	うとす	種	類						
るá	銃 砲	型							
		番	号						
	氏		名						
	生 年	月	日						
人	届出人	、との関	係						
命	氏		名						
	生 年	月	日						
救	届出人	、との関	係						
助	氏		名						
等	生 年	月	日						
ات		、との関	係						
	氏		名						
従	生 年		日						
事	届出人	、との関	係						
す	氏		名						
る	生 年		日						
者		、との関	係						
	氏		名						
	生年		日						
	届出人	、との関							
備			考						

第2号(第5条関係)

整理番号	
整理年月日	

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第2項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所 電話番号 氏 名

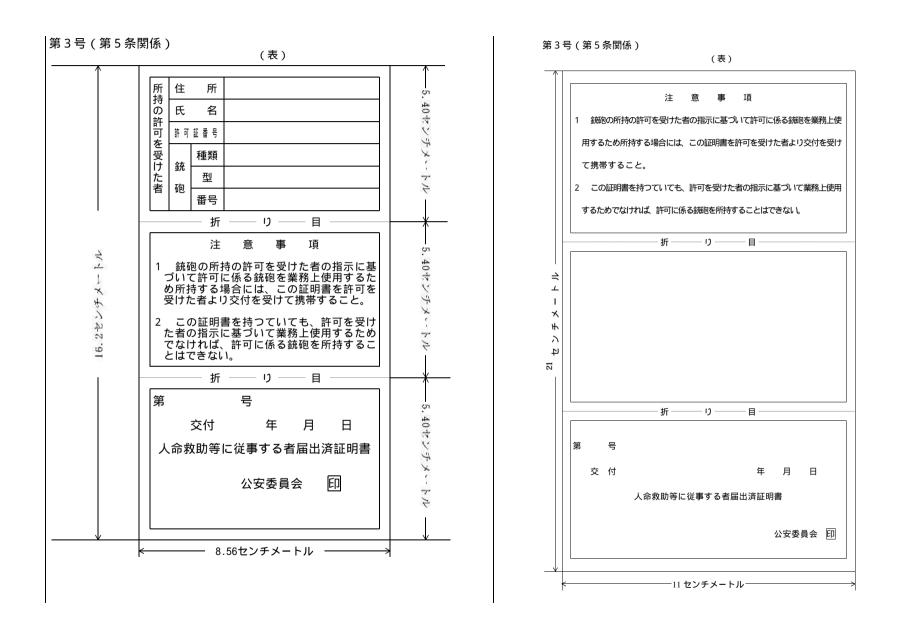
ED

_	nti -	n 1#	Dil.	
届	出(カ 種	別	新規、記載事項変更(追加、削除、その他)
庙 F	H + H	所持 証の番	可号	
下。 で、 で、	用させ 銃砲	種	類	
ବ 1	元 1世	型		
		番	吊	
	氏		名	
	生生	F 月	П	
人	届出ノ	くとの関	係	
	出		名	
命	生生	F 月	日	
救	届出ノ	くとの関	係	
助	氏		以	
等	生生	F 月	Ш	
に	届出ノ	くとの関	係	
	氏		以	
従	生生	F 月	Ш	
事	届出ノ	くとの関	係	
す	氏		名	
る	生生	F 月	日	
者	届出ノ	くとの関	係	
19	氏		名	
	生生	F 月	日	
	届出ノ	くとの関	係	
備			考	

- 備考 1 届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲について既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲を使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。
 - 4 届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。
 - 5 第5条第3項の規定により準用する第6条第3項及び第4項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
 - 6 備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号 及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
 - 7 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。

- 2 届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。
- 3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲について既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲を使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。
- 5 届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。
- 6 第5条第3項の規定により準用する第6条第3項及び第4項の規定 による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
- 7 備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
- 8 不用の文字は、横線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



1		3/1	ر.	=	
従	氏	名			生
事	届出人	との関係			
∌す	氏	名			生
9 る	届出人	との関係			
者	氏	名			生
Н	届出人	との関係			

備考

備考 所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

(裏)

 命 届出人との関係 折	助等に従事する者 記載	氏生届氏生届氏生届	年 人 年 人 年 人 日 出	月の月の日	名 三 绣 名 三 绣 名 三 绣	折	T		目	安	委	員	会	E
Millouti	人命救	氏生 届 氏生届	年 計人と	月この月	名 日 男 名 日 男 名 日 男 名	折	号)	=			***************************************	***************************************	

備考 所持の許可を受けた者の住所欄には、その者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の道解する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第4号(第6条関係)

使用人届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、使用人を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所 電話番号 氏 名

ED

届	出	の	種	類	新規	解雇等	記載事項変更	
			称、					
る銃	充砲	刀剣	うと 類又 の種	ては				
使		用		人	別紙のと	:おり		
備				考				

- 備考 1 届出人の住所、電話番号及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 第6条第3項の規定による記載事項の変更の届出をしようとすると きは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
 - 4 備考欄には、添付する使用人届出済証明書の番号及び交付年月日そ の他必要な事項を記載すること。
 - 5 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第4号(第6条関係)

整理番号	
整理年月日	

使 用 人 届 出 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、使用人を次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人 住 所 電話番号 氏 名

ED

年 月 日

届	出	の	種	類	新規	解雇等	記載事項変更	
			称、 記話 都					
る金	充砲	刀剣	:うと 類∑ の科	ては				
使		用		人	別紙のと	:おり		
備				考				

別紙

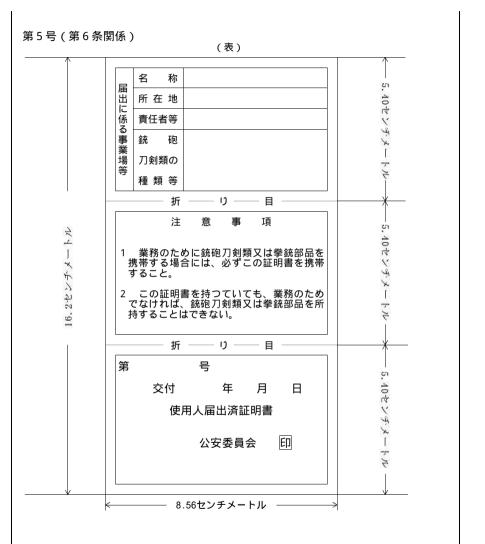
番号					使	用	人		
	本			籍					
	住			所					
	氏			名					
	生	年	月	П					
	本			籍					
	住			所					
	氏			名					
	生	年	月	П					
	本			籍					
	住			所					
	氏			名					
	生	年	月	日					
	本			籍					
	住			所					
	氏			名					
	生	年	月	日					
	本			籍					
	住			所					
	氏			名					
	生	年	月	日					
	本			籍					
	住			所					
	氏			名					
	生	年	月	日					
	本			籍					
	住			所					
	氏			名					
	生	年	月	日					
	本			籍					
	住			所					
	氏			名					
	生	年	月	日					

別紙

本			籍	
住			所	
氏			名	
生	年	月	日	
本			籍	
住			所	
氏			名	
生	年	月	日	
本			籍	
住			所	
氏			名	
生	年	月	日	
本			籍	
住			所	
氏			名	
生	年	月	日	
本			籍	
住			所	
氏			名	
生	年	月	日	
本			籍	
住			所	
氏			名	
生	年	月	日	
本			籍	
住			所	
氏			名	
生	年	月	日	

備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。

- 2 届出人の住所、電話番号及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
- 4 第6条第3項の規定による記載事項の変更の届出をしようとすると きは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
- 5 備考欄には、添付する使用人届出済証明書の番号及び交付年月日そ の他必要な事項を記載すること。
- 6 不用の文字は、横線で消すこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。



第5号(第6条関係) 、(表) 注 意 事 項 1 業務のために銃砲刀剣類又はけん銃部品を携 帯する場合には、必ずこの証明書を携帯するこ と。 2 この証明書を持つていても、業務のためでな ければ、銃砲刀剣類又はけん銃部品を所持する ことはできない。 - 折 ------ リ ------- 目 -X Ч 21 折------ I) -----目-第 交 付 年 月 日 使用人届出済証明書 公安委員会 印

−11 センチメ**ー**トル*ー*

(裏) (裏) 本 籍 住 所 氏 名 Ø 生年月日 折 ―― リ ―― 目 ― 印会員委安公 頁 事 更 変 日月辛出風 IJ 写 真 **郵の品密縫み**打却 又酵険爪邸縫るき 押し出し 5.休ろこるを詩雨 スタンプ 日日本事 — 折 —— り —— 目 — 丑 備考 ξŀ * - 折 ------ リ ------ 目 --L C & Y 1 田 畦 氢 年刊 **飛 業 事 ひ 双 告 業 事**

第6号(第9条関係)

(表)

銃 砲 所 持 許 可 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次 のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

	本			籍											
申	住			所											
請	ısı	IJ	が	な											
人	氏			名								Ер	性別	男・	女
	生	年	月	日				年	į		月		日(歳)
	電	話	番	号											
申	į	清	件	数			<u>f</u>	‡	申請	に係る銃	砲欄(別約	f.)を作成っ	すること。		
関	係	証	明書	等	交	付	年	月	日	番		号	交	付	者
猟釒	充・空	三気銃月	折持許	可証											
講	習(修 了	証明	書											
技能	能 検	定合	格証明	月書											
技育	能 講	習修	了証明	月書											
教	習(修 了	証明	書											

第6号(第9条関係)

(表)

整 理 番 号	
受理年月日	
許可証番号	
許可番号	

銃 砲 所 持 許 可 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次 のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

	本			籍											
申	住			所											
請	電	話	番	号											
嗣	職			業											
人	氏			名									性別	男・	女
	生	年	月	日				年	Ē		月		日(歳)
関	係	証	明書	等	交	付	年	月	日	番		号	交	付	者
			けてい 持許可												
講	習(》 了	証明	月書											
技(能検	定合	格証	明書											
技	能講	習修	了証	明書											
教	習ん	· 7	証田	目書											

(裏)

同居	無
人	有(人)
欠格	私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも 該当しない者であることを誓約します。
事由	(猟銃の許可申請者のみ回答) 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも 該当しない者であることを誓約します。
省	添付を省略した書類
略し	同居親族書(年 月 日 公安委員会提出) 市町村の長の証明書(年 月 日 公安委員会提出)
た書類	住民票の写し(年 月 日 公安委員会提出) 経歴書(年 月 日 公安委員会提出) その他()

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、職業欄にはその者の当該事業場における職務上の地位、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
 - 3 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
 - 4 猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 - 5 同居人の欄には、その有無の該当する方の 内にレ印を記入し、同 居人がいる場合にはその人数を記載すること。
 - 6 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は 内にレ印を記入すること。
 - 7 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
 - 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(裏)

				(~	v								
	種 類				銃	番	号						
銃	型 式				銃	の全	長		セ	ンチ	٧ –	- FJ	ル
並兀	商品名等				銃	身	長		t	ンチ	X –	- FJ	스
	公称口(番) 径	1 1	-	- トル チ	び3	ョ型ヹ もてん 単数							
砲	(実測口径)	(ミリ		トル)	適色)実	空)						
	特 徴				替	え銃	身						
		第1号	狩	猟		与害息 区除	引獣	標	Ė	ħ §	付	擊	
用	法第4条第	第2号	人命	 	1	协物床	₹酔	٢				刹	Į
	1項に規定する用途		漁	業	3	建 設	業	そ(の他の	の産業	ŧΦ.	用途	424
	9 の用座	第 3 号	=	第 4 号		第 5	5 号			()
途		第 5 号	骨の 2	第	8	무	第	9	号	第	1	0 4	号
	法第6条第	第1項に規	見定する	5用途									
する 所 る 所、	もしようと 3 銃砲の現 有者の住 電話番号 が氏名												
備													
考													

(表)

					/ 件
	譲渡等河	承諾書のとおり			
	種	Į.	銃 番 号		
銃	型 ュ	t	銃の全長		センチメートル
	商品名等	ş	銃 身 長		センチメートル
7/2	公称口(番 径	インチ	弾倉型式及 び充填可能 弾数		
砲	(実測口径	番 (ミリメートル)	適合実(空) 包		
	特	数	替え銃身		
	法第4条第	第1項に規定する用途			
用	第1号	狩 猟 有害	鳥獣駆除	標的射	撃
	第2号	人命救助 動物麻	神 と殺	漁業	建設業
途	新 4 与	その他の産業の用途	È ()
胚	第 3 号	第 4 号 第 5 号 第	5号の2 第 8 号	第 9 号	第 1 0 号
	法第6条	条第1項に規定する用途			
現	譲渡等殖	承諾書のとおり			
^坑 所 有 者	住所 氏名 電話番号				

備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。

- 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、職業欄にはその者の当該事業場における職務上の地位、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
- 4 申請時において銃砲欄(種類欄を除く。)又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
- 5 銃砲の種類欄には、けん銃、空気けん銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載すること。
- 6 型式欄には、けん銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装てん式 等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟 銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折 式、水平二連元折式等の別を、空気けん銃及び空気銃にあつてはレバ ースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式等の別を記載すること。
- 7 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
- 8 公称口(番)径欄の実測口径(銃口先端の内径について測定した長さ)は、公称口(番)径が不明なものに限り記載すること。
- 9 特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
- 10 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
- 11 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
- 12 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面(空気けん銃及び空気銃にあつては、弾丸装てん孔の後端面)までの長さ(回転弾倉式のものに

(裏)

- 備考 1 所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
 - 2 申請時において銃砲欄(種類欄を除く。)又は所持しようとする銃砲の 現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄 は記載することを要しない。
 - 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある 内にレ印を記入すること。
 - 4 銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃 及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用 信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよ う打銃、建設用綱索発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載すること。
 - 5 型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ポルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
 - 6 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
 - 7 公称口(番)径欄の実測口径(銃口先端の内径について測定した長さ)は、公称口(番)径が不明なものに限り記載すること。
 - 8 特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を 特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
 - 9 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
 - 10 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
 - 11 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面(空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面)までの長さ(回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。)を記載すること。

なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。

- 12 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
- 13 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
- 14 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を7及び11により記載すること。
- 15 用途欄には、該当する事項の 内にレ印を記入すること。 なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常 焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- あつては、弾倉の部分の長さを除く。)を記載すること。 なお、産業用統領等で統身長の測定が困難なものについては、記載
- なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載 をすることを要しない。
- 13 弾倉型式及び充てん可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
- 14 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
- 15 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を8及び12により記載すること。
- 16 用途欄には、該当する事項の 内にレ印を記入すること。 なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の 異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
- 17 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。添付書類を省略したときは、「(省略した添付書類名)は、年月に提出したものと内容に変更ありません。」と記載すること。
- 18 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第7号(第9条関係)

刀 剣 類 所 持 許 可 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による刀剣類の所持の許可を 次のとおり申請します。 年 月 日

公安委員会殿

	本			籍						
申	住			所						
請	ıΣı	IJ	が	な						
人	氏			名				EP	性別	男・女
	生	年	月	日		É	F	月	日(歳)
	電	話	番	号						
刀	種			類						
剣	刃		渡	IJ				センチ	メート	ル
נא	製作	乍者	名(銘)						
類	特			徴						
	法	第 4	条第1項	しま	見定す	る用途				
	第	6 号	狩猟		有害鳥	- 計駆除	と殺	漁業	建	設業
用	第	7 号	風俗	慣習						=
	第	8 号	演劇		舞踊	その他	b			
途	第	9 号	博覧	会	₹	その他				
	第	10号	博物	館	₹	その他				
	法	第 6	条第1項	しお	見定す	る用途				
欠格事由	諺					第2号か を誓約し		までに	規定する	るいずれにも
備老										

第7号(第9条関係)

整理番号	
受理年月日	
許可証番号	

刀 剣 類 所 持 許 可 申 請 書 銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による刀剣類の所持の許可を 次のとおり申請します。 年 月 日

公安委員会殿

由請人氏名

ED

								甲請	人口	石						FD
毌	本			籍												
甲	住			所												
± ±	電	話	番	号												
請	職			業												
	氏			名								性別	刮	Ę	男・3	女
人	生	年	月	日				年		月		E	(歳)	
刀	種			類												
剣	刃	涯	篗	IJ						t	ュンチ	・メー	- ト J	V		
נא	製	作者	名(銘)												
類	特			徴												
						第		6		号	第		7	7		号
用	法第		第1項	に規定	Ē	狩有と漁建	害	鳥 獣 設	駆	猟除殺業業		風	俗	ı	慣	習白
						第	8	号	穿	Ì	9	号	第		10	号
途						演舞そ	σ	劇踊 他		博そ	覧 の	会他		博そ	物の	館他
	法	第 6 条	条第 1	項に規	記定	[する]	用途	i								
備				ŧ	5											

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 2 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他 の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその首の勤務する法人の 事業場の名称、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務 する法人の事業場の電話番号、職業欄にはその者の当該事業場におけ る職務上の地位を記載すること。
 - 3 所持しようとする刀剣類について、種類及び法第4条第1項又は第 6条第1項に規定する用途以外の事項が申請時において不明の場合 は、その事項の該当欄は記載することを要しない。
 - 4 種類欄には、日本刀、狩猟刀、と殺刀、漁業刀、剣、やり、なぎな
 - た等の別を記載すること。 5 刃渡り欄には、刀及びなぎなたにあつては切先とむねまちとを結ぶ 直線の長さ、剣にあつては切先と二箇所のはまちを結ぶ直線との最短 距離、やりにあつては穂先とけら首とを結ぶ直線の長さを記載するこ
 - 6 特徴欄には、その刀剣類を特定、識別する上に必要な彫刻、そり、 傷、こしらえ等について記載すること。 用途欄には、該当する事項の内にし印を記入すること。

 - 8 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は 内にレ印を記入すること
 - 備考欄には、現に許可を受けて所持する刀剣類の種類、許可の年月 日、許可証の番号その他必要な事項を記載すること。
 - 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他 の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の 事業場の名称、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務 する法人の事業場の電話番号、職業欄にはその者の当該事業場におけ る職務上の地位を記載すること。
 - 4 所持しようとする刀剣類について、種類及び法第4条第1項又は第 6条第1項に規定する用途以外の事項が申請時において不明の場合 は、その事項の該当欄は記載することを要しない。
 - 5 種類欄には、日本刀、狩猟刀、と殺刀、漁業刀、剣、やり、なぎな た等の別を記載すること。
 - 6 刃渡り欄には、刀及びなぎなたにあつては切先とむねまちとを結ぶ 直線の長さ、剣にあつては切先と二箇所のはまちを結ぶ直線との最短 距離、やりにあつては穂先とけら首とを結ぶ直線の長さを記載するこ
 - 7 特徴欄には、その刀剣類を特定、識別する上に必要な彫刻、そり、 傷、こしらえ等について記載すること。
 - 8 用途欄には、該当する事項の 内にレ印を記入すること。
 - 9 備考欄には、添付書類名、現に許可を受けて所持する刀剣類の種 類、許可の年月日、許可証の番号その他必要な事項を記載すること。
 - 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第8号(第9条関係)

技能検定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の規定による技能検定の受検を次のとおり申請します。 年月日

公安委員会殿

	本			籍										
申	住			所										
請	ιζι	IJ	が	な										
人	氏			名						ЕР	性別	身	引・女	
	生	年	月	日				年		月	日	(歳)	
	電	話	番	号										
	こ交付				交付	年月日		番		号	交	付	者	
	充所打													
欠	格	∄	Į.	由		は、法第 ずれにも					-			<u>さ</u> す
	111	7	•	щ		は、法第 ずれにも								[क
受相	负希]	望年	月	日		年		月		日				
受	検希	望	場	所										
受	検希	望	銃	種		フル銃 フル銃 ^し	以外	の猟釒	充					
所持	希望	銃種	• Я	烒										

第8号(第9条関係)

整理番号	
受理年月日	
合格証明書 番 号	

技 能 検 定 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の規定による技能検定の受検を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

ćn

申	枚				籍									
	住				所									
請	電	話	Ī	番	号									
HH	職				業									
	氏				名					性	別	Ę	見・女	Ż.
人	生	年	J	1	日		年	月		•	日 (歳))
		付を受 気銃所				交 付 年月日		番号			交付	者		
受	検	希望	年	月	日									
受	検	希	望	場	所									
受	検	希	望	銃	種	<i>5</i> ·	イフル	銃・ライ	フル	銃し	以外 σ)猟釒	充	
+1:	jì	通 知	書	番	号									
指	۱ì	通知書3	交付	年月	日									
定	- 3	受検指	定:	年月	日									
実	, t	矣 定	年	月	日						_		±	
并	` #	矣 定		場	所						写		真	
) ht	ı t	矣 定	の	結	果		合・否	ì			1+11	/ → 1=	- 1 89	
所扌	诗者	5望銃	種	· 型	式						はり	付け	闸	
備考	š									撮易	彭	年	月	日

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 受検希望銃種欄は、該当文字を で囲むこと。
 - 4 所持希望銃種・型式欄には、所持を希望するライフル銃又はライフル銃以外の猟銃の別及び単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上

─ (この線から下には記載しないこと) ──

+6	通知書番号		通知書交付年月日
护	受検指定年月日		
	検定年月日		検 定 場 所
実施	検定の結果	合・否	合格証明書番号

備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

- 2 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は
- 内にレ印を記入すること。
 3 受検希望銃種欄には、該当する銃種の内にレ印を記入すること。
- 4 所持希望銃種・型式欄には、所持を希望するライフル銃又はライフル銃以外の猟銃の別及び単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。

- 5 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第9号(第9条関係)

猟銃等所持許可更新申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定による 所持の許可の更新を次のとおり申請します。

 σ

年 月 日

公安委員会殿

	本			籍												
申請	住			所												
闸	ısı	IJ	が	な												
人	氏			名							Ер	性	別	男	女	
	生	年	月	日				年		月		E	3 (歳)	١	
	疅	話	番	号												
申	i	青	件	数			f	4	請に	係る銃砲欄(別紙)を作成	するこ	٤.			
関	係	証	明書	等	交	付	年	月日		番	£	를	交	付	1	者
			受けて 所持許													
講	習(》 了	証明	書												
技能	能講	習 修	了証	明書												
同居		無														
乙		有 (人)												
欠格	当	私はしな	、法第 い者で	5 条第 あるこ	育1: こと	項第 を誓	2 1 約 l	号から します	第 。	18号ま	でに規	定す	けるに	げれば	きも	該
欠格事由		法第	の所持 5 条の あるこ	2 第 2	2項	第 2	号》	又は第	答) 号に規	定する	۱۱غ	ずれ は	こも該当	∮し7	な
省略した書類	同市経	居親	略	白	F 小 子 月	月	年日	日 月 公		公安委 日 委員会)	公安			₹出)		

第9号(第9条関係)

整理番号	
受理年月日	
更新年月日	

猟銃等所持許可更新申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定による

の所持の許可

の更新を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

ED

-	本	籍											
申	住	所											
請	電記	番号											
胡	職	業											
	氏	名								性別	見	!・女	
人	生年	月日				年		月		日	(歳)	
更新		銃 0) 種	別	イフ イフ		及び	散弾銃以	外	の猟銃		弾銃 気銃	
申請係る		許可	年 月	日				1	Ŧ	月	E	3	
		許可] 番	号									
現は	交	交 付	年 月	日				í	Ŧ	月	E	3	
現ける証	とい	番		号									
証	† "J	公安	委員 会	名									
講習	3修了	"証明書	交 年月	付日		番	号			交付者	i		
備	考												

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 銃の種別欄は、該当文字を で囲むこと。
 - 4 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 備考 1 申請件数欄は、更新の申請に係る銃砲について、別紙に記載すること。 2 同居人の欄には、その有無の該当する方の 内にレ印を記入し、同居 人がいる場合にはその人数を記載すること。
 - 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は 内 にレ印を記入すること。
 - 4 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの 内にレ 印を記入し、その提出日を記載すること。 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

MLC								
件数					更新の申請に	こ係る銃砲		
	۵+	•	1=	- Dul	ライフル銃	散弾銃	空気銃	
,	並允	0)	悝	וה	ライフル銃刃	とび散弾銃以外	の猟銃	
/	許	可	番	号				
	許	可白	F 月	日		年	月	日
	^+	•	1=	Dil.	ライフル銃	散弾銃	空気銃	
,	並允	0)	梩	別	ライフル銃刀	とび散弾銃以外	の猟銃	
/	許	可	番	号				
	許	可白	F 月	日		年	月	日
	4	Φ.	1#	Dil.	ライフル銃	散弾銃	空気銃	
,	並兀	(J)	作里	נימ	ライフル銃刀	とび散弾銃以外	の猟銃	
/	許	可	番	号				
	許	可白	F 月	日		年	月	日
	全 古	Φ.	1 #	eil.	ライフル銃	散弾銃	空気銃	
,	並兀	0)	作里	נימ	ライフル銃刀	とび散弾銃以外	の猟銃	
/	許	可	番	号				
	許	可白	₣ 月	日		年	月	П
	全古	Φ.	括	Pil Pil	ライフル銃	散弾銃	空気銃	
,	並兀	<i></i>	俚	נימ	ライフル銃刀	ひ散弾銃以外	の猟銃	
,	許	可	番	号				
	許	可白	F 月	日		年	月	日
	件数 / /	件数 统 許 分 許 分 方	件数 銃の 許可 銃の 許可 銃の 許可 銃の 許可 銃の 許可 銃の 許可 銃の 計可 銃の 計可 銃の 計可 銃の 計可 に がのの 計で に がのの に に に に に に に に に に に に に	件数 銃の可種番の可可の可可の可可の可可の可可の可可の可可可の可可の可可の可可可の可可可	(件数 統の種類別 (分割 (分割 (分割 <td< td=""><td>件数 更新の申請に ライフル銃 の 種 別 ライフル銃 ライフル銃 の 種 別 ライフル銃 ライフル銃 の 種 別 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 カーカー ちゅう マーカー マーカー マーカー マーカー マーカー マーカー マーカー マーカ</td><td>件数 更新の申請に係る銃砲 銃の種別 ライフル銃及び散弾銃以外許可番号 許可年月日 年 銃の種別 ライフル銃及び散弾銃以外方でした。 方イフル銃及び散弾銃以外許 ライフル銃及び散弾銃以外が表した。 方イフル銃及び散弾銃以外部 ライフル銃及び散弾銃以外がある 方イフル銃及び散弾銃以外がある ライフル銃及び散弾銃以外がある 方イフル銃及び散弾銃以外がある ライフル銃及び散弾銃以外がある 方イフル銃及び散弾銃以外がある ライフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル カイフル カイフル カイフル<</td><td>件数 更新の申請に係る銃砲 第の種別 ライフル銃 散弾銃 空気銃 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 年月 銃の種別 ライフル銃 散弾銃 空気銃 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 年月 銃の種別 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 宇可年月日 銃の種別 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 テイフル銃及び散弾銃以外の猟銃 が可番号 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 が可番号 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃</td></td<>	件数 更新の申請に ライフル銃 の 種 別 ライフル銃 ライフル銃 の 種 別 ライフル銃 ライフル銃 の 種 別 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 ライフル銃 カーカー ちゅう マーカー マーカー マーカー マーカー マーカー マーカー マーカー マーカ	件数 更新の申請に係る銃砲 銃の種別 ライフル銃及び散弾銃以外許可番号 許可年月日 年 銃の種別 ライフル銃及び散弾銃以外方でした。 方イフル銃及び散弾銃以外許 ライフル銃及び散弾銃以外が表した。 方イフル銃及び散弾銃以外部 ライフル銃及び散弾銃以外がある 方イフル銃及び散弾銃以外がある ライフル銃及び散弾銃以外がある 方イフル銃及び散弾銃以外がある ライフル銃及び散弾銃以外がある 方イフル銃及び散弾銃以外がある ライフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル銃及び散弾銃以外の 方くない カイフル カイフル カイフル カイフル<	件数 更新の申請に係る銃砲 第の種別 ライフル銃 散弾銃 空気銃 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 年月 銃の種別 ライフル銃 散弾銃 空気銃 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 年月 銃の種別 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 宇可年月日 銃の種別 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 許可番号 テイフル銃及び散弾銃以外の猟銃 が可番号 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 が可番号 ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第10号(第9条関係)

教 習 資 格 認 定 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項の規定による射撃教習を受ける資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

	本			籍									
申請	住			所									
誀	ısı	IJ	が	な									
人	氏			名						ED	性別	男・	女
	生	年	月	日			年		月		日(歳)	
	電	話	番	号									
現は	こ交付	を受け	ナてい	る	交 付	年	月日	番		号	交	付	者
猟釒	流・空	三気銃角	斤持許	可証									
教	習	希望	星 銃	種			ル銃 ル銃 以タ	小の狐	轧銃				
所:	持希	望銃	種・豊	型式									
欠格事	五						号からタ します。	第18号	まで	に規え	とする に	げれに	こも該
由	뀔						第 2 号 5 します。		第3号	に規え	Eする!	げれば	こも該

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 教習希望銃種欄には、該当する銃種の 内にレ印を記入すること。
 - 3 所持希望銃種・型式欄には、ライフル銃若しくは散弾銃又はライフル 銃及び散弾銃以外の猟銃の別及び単身ボルト式、単身元折式、単身自動 式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
 - 4 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は 内 にレ印を記入すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第10号(第9条関係)

整理番号	
受理年月日	
認定証番号	

教 習 資 格 認 定 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項の規定による射撃教習を受ける資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

EO

	本			籍								
申	住			所								
請	電	話	番	号								
胡	職			業								
人	氏			名				性	別	j	男・女	
	生	年	月	日		年	F	1	日((歳)	
現は銃・	こ交付 ・空気	すを受 「銃所:	けてい 持許可	る猟 証	交 付 年月日		番号		交付	者		
教	習	希 !	望銃	種	Ð.	イフル	銃・ライ	イフル銃	以外の	り猟	銃	
所 :	持希	望銃	種・	型式								
備				考								

- 備考 1 申請人は、 欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 教習希望銃種欄は、該当文字を で囲むこと。
 - 4 所持希望銃種・型式欄には、所持を希望するライフル銃又はライフル銃以外の猟銃の別及び単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
 - 5 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第11号 (第 9 条関係) 練 習 資 格 認 定 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の 認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

	本					籍																
申	住					所																
請	ısı	IJ)	か	r	な																
人	氏					名										Ер		生別		男	• \$	ζ
	生	年	Ε	月		日				:	年			F]		•	日	(蒝	氮)	
	電	話	5	番	Ē	号																
関	係	証	明		書	等	交	付	年	F.]	日	番			Ę	号	交		付		者
		付を引 空気針																				
講	習	修 .	7 1	証	明	書																
技能	能核	定定	会 格	子訂	正明	書																
教	習	修	7 1	証	明	書																
練	習	希	望		銃	種		ライライ				以夕	トの	猟鈖	t							
欠格事		私に 該当し												号ま	きで	にき	見定	する	31	すれ	にに	#
事田		私! 該当し												第 3	号	にき	見定	する	31	゚゙ヺ゚゚	にに	ŧ
省略した書類		付居所 付居町 村住経歴 で の	親付票書	書長写	(の証	E明言	手(年月	F.	年月日			月 日 公安		安日公員)	委	公員	安委会提	員名		!出))	

第11号(第9条関係)

整理番号	
受理年月日	
認定証番号	

練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の 認定を次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人氏名

年 月 日

	本				籍											
申	住				所											
請	電	話		番	号											
胡	職				業											
人	氏				名									性別	男・	女
	生	年		月	日				É	Ŧ.		月		日(歳)
関	係	証	明	書	等	交	付	年	月	日	番		号	交	付	者
現は銃・	こ交(・空	付を受 気銃所	をけっ 行持	ている 許可証	5猟 E											
講	習	修]	訂	E 明	書											
技 1	能検	定定	格	証明	書											
教	習	修]	訂	E 明	書											
銃					種			ラ	イフ	リル	銃・	ライフ	7ル欽	充以外 σ)猟銃	·
備					考											

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 銃種欄は、該当文字を で囲むこと。
 - 4 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。添付書 類を省略したときは、「(省略した添付書類名)は、 年 月に提 出したものと内容に変更ありません。」と記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること

 - 日 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、著名することができる。
 2 練習希望銃種欄には、該当する銃種の 内にレ印を記入すること。
 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は内にレ印を記入すること。
 4 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの 内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第12号(第11条、第17条関係)

													/		件	
	,			譲	渡	等	j	承	į	諾	Ī	書				
譲	住			所												
文	ısı	IJ	が	な								性兒	21	=	・女	
譲受(借受)人	氏			名								1± /	ניכ	∌ '	· 🗴	
_	生	年	月	日		É	F	J	1		日					
225		種		類				銃	Ī	昏	号					
譲		型		式				銃	の	全	長			センチ	メートル	,
渡(銃	商	品名	等				銃	È	身	長			センチ	メートル	,
貸		10)	нн ш	1 7				弾	倉	型	式び					
	砲	公称	: 口 (霍) 径		ミリメ- イン 番ミリメ-	トル チ	弾及充可		て 弾	ん数					
付		(実	测 []	径)	(番 ミリメ -	トル)	逾	実(空)1	包					
物		特		徴				替	え	銃	身					
件	刀剣	種		類				製化	乍者	(鈴	3)					
	類	刃	渡	IJ		センチメー	トル	特			徴					
譲氵	度 (貸付	け) ノ	、が	許可	番号										
当言	亥 銃	砲又	はり	〕剣	許可年月	日等		í	Ŧ	F.]	日				
類	こつ	いて	受力	ナて	有効期	問等				-	誕生	ŧΗā	まで			
			の許				譲渡(貸付)/	の生年	月日		1	Ŧ	月	E	3
			おり (付)		を承諾し)ます 。					É	ŧ	月	E	3	
	底 住 電話 氏	FF	ŕ	^				ED								

- 備考 1 譲渡(貸付)物件欄には、別記様式第6号の別紙及び第7号の備考
 - 1 譲渡(貸付)物件欄には、別記様式第6号の別紙及び第7号の備考の例により記載すること。
 2 譲渡(貸付)人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡(貸付)人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 譲渡(貸付)人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 4 不用の文字は、横線で消すこと。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第12号 (**第11**条 **第17**条関係)

			1	譲	涯	ŧ	等		承	į	若	į	Ė		
譲	住		所												
受	電	話 番	号												
(借	職		業												
	氏		名										性別	男	・女
受)人	生	年 月	日					年	F	1		日	(Ī	
^	許	可番	号										么	安委	員会
	銃	種		類					銃	耆	F	号			
譲	业儿	型		式					銃	の	全	長	セン	/チメ・	ートル
渡		商品	名	等					銃	Ė	}	長	セン	/チメ・	ートル
貸付		径(口(霍 実測			ſ	メーI ン	トル チ	充で 数	こん	式及可能	弾			
物物	砲	径)			(=	ミリ	メート	ール)	道 包	美	(空	≟)			
		特	:	徴					替	え	銃	身			
件	刀剣類	種		類					製作	F 者	(鉛	3)			
	類	刃	渡	I)		ンチ	・メー	トル	特			徴			
奎 油	F (1	貸付)	しが	信	È		所								
	-	ョロノ 包又は		P	E		名						性別	男	・女
		ハて受		4	E 年	月	日		年		F.]	日	(歳)
いる	5所打	寺の許	可	計		番	号								
				討	中可年	月日	等		£	F	F.]	日	公安	委員会
1	記の	かとお 年	り譲り	渡し	プを承 日 殿	諾し	ます		度(貨	登付 主電話)人所	T			
									Ē	ŧ	电名				ED

- 備考 1 譲渡(貸付)物件欄は、別記様式第6号及び第7号の備考の例により記載すること。
 2 譲渡(貸付)人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡(貸付)人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 譲渡(貸付)人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 4 不用の文字は、横線で消すこと。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第13号(第11条関係)

同 居 親 族 書

年 月 日

申請人氏名

本 籍	申請人に同し	,						
ふりがな				職		業		
氏 名				本人	との続	柄		
生 年 月 日	年	月 日	(歳)	性	別	男・	女
本 籍	申請人に同し	;						
ふりがな				職		業		
氏 名				本人	との続	柄		
生 年 月 日	年	月 日	(歳)	性	別	男・	女
本 籍	申請人に同し	,		·				
ふりがな				職		業		
氏 名				本人	との続	柄		
生年月日	年	月 日	(歳)	性	別	男・	女
		/ J H	1320	,		/33		
本 籍	申請人に同し			,	12	,,,		
	申請人に同し			職		業		
本籍	申請人に同し			職	との続	業		
本 籍 ふりがな	申請人に同し			職本人		業	男・	女

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することが
 - 2 記載する同居親族の本籍が申請人と同一である場合には、 にレ印を記 入すること。 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第13号(第11条関係)

年 月 日

申請人氏名

ΕD

本		籍										
ふり	が	な					職		業			
氏		名					本人	くとの	続柄			
生 年	月	日	年	月	日(歳)	性	別	男		女
本		籍							I			
ふり	が	な					職		業			
氏		名					本ノ	くとの	続柄			
生 年	月	日	年	月	日(歳)	性	別	男	•	女
本		籍										
ふ り	が	な					職		業			
氏		名					本ノ	くとの	続柄			
生 年	月	日	年	月	日(歳)	性	別	男	•	女

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することが できる。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第19号(第20条関係)

猟銃等講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

申	住			所									
込	ふ	IJ	が	な									
人	氏			名				Ер		性別	!	男・言	女
	生	年	月	日		年	月	日					
	電	話	番	号						写		真	
受請	冓 希	望台	∓月	日		年	月	日		=		具	
受	講者	希 望	場	所									
所打	诗許	可(の有	無	有(無	猟銃	空気銃)		ł	最影	年	月	日

───── (この線から下には記載しないこと。) ──

	受謙	第 年月日	3			受講場所
予 定	年	月	日			
実施結果	年	月	日			
考査の結果				合	•	否

- 備考 1 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 所持許可の有無欄には、現に法第4条第1項第1号の規定による所持の許可を受けている銃砲について、該当する 内にレ印を記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第19号(第20条関係)

整理番号	
受理年月日	
証明書番号	

猟 銃 等 講 習 受 講 申 込 書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

公安委員会殿

申込人氏名

En

年 月 日

	本			籍											
申	住			所											
込	電	話	番	号											
兦	職			業											
人	氏			名							性	別	:	男・3	ل ا
	生	年	月	日		É	ŧ	月	日				•		
受記	講希	望台	年 月	日		É	Ŧ	月	日						
受	講者	5 望	場	所											
1にてをど持あご	見質に単行うしつとに第る銃持かてての	ま1件又しかいよ数第号可はて別るそ	4のを空い及場の条規受気をご合利	第定け銃か所に類	所持 ラ空 所持	イフリ 気統	レ銃_	Γ	ライフ	ル銃り	以外	の猟	銃	J	- `
予	Š	受講	年月	日目		£	Ŧ	月	日						
定	Š	受 請	睛 場	所							Ī	写		真	7
実	1.00	受講	年月	日		É	Ŧ	月	日			-	11 / .1	・ け欄	
	Š	受 請	请 場	所								Iq	נו עי	リノ和刺	
施	ā	考査	の糸	果			É	合・否			堤	影	年	月	В
備				考							1取	テン	+	7	Ц

- 備考 1 申込人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第20号(第21条関係)

第 云

講習修了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。

受講年月日	年	月	B
受 講 場 所			

交付 年 月 日

性別

公安委員会 印

注意事項

本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可 又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して3年 を経過していないことが必要である。

備考 1 用紙は、洋紙とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第20号(第21条関係)

第 号

交付 年 月 日

講習修了証明書

本 籍

氏 名 (男・女)

年 月 日生

- 1 受講年月日
- 2 受講場所

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。

公安委員会 印

注意事項

許可申請に際し、本証明書を提示できる期間は、交付を受けた日から起算 して3年を経過しない期間である。

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第21号(第22条第1項、第25条第1項、第29条第1項、第56条第1項、第70条第1 項、第82条第1項関係)

講習修了証明書等書換申請書 の書換えを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

-	ısı	IJ	が	な							電	話	番	号
申請人	氏			名						ED				
変		本		籍										
更	新	住		所										
L		氏		名										
た		本		籍			-		-					
事	旧	住		所										
項		氏		名										
	証	明書	等習	手号	第		号		公安	委員会				
証 明	交	付与	₹ 月	日		年	月	E	3					,
書等	受	講領	手 場	所										
	銃			種										

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 2 教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等 場所欄には記載を要しない。
 - 3 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場 合は、銃種欄には記載を要しない。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第21号(第22条関係)

整理番号	
受理年月日	
再交付(書換)	
T /1 H	

講習修了証明書再交付等申請書

講習修了証明書の を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請人氏名 EΠ 申 電話番号 氏 性別男・女 生 年 月 日 月 日(歳) 号 第 号 交付年月日 受 講 場 所 公安委員会名 え 種 別 旧 (亡失・盗難又は滅失の状況) 本 籍

備考 1 申請人は、 欄には記載しないこと。

氏 名

- 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第22号 (第22条第 2 項、第25条第 2 項、第29条第 2 項、第56条第 2 項、第70条第 2 項、第82条第 2 項関係)

講習修了証明書等再交付申請書の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

	本			籍										
申	住			所										
請	ısı	IJ	が	な										
人	氏			名						Ер	性別	男・	女	
	生	年	月	日			年		月	日				
	電	話	番	号										
申請の理由		失、	盗難	又は	滅失の	D状況	を記	載する	こと。					
		明書	等種	号	第		号		公安氢	委員会				
証明	父	付名	∓ 月	日		年	月	l E	1					
書等	受	講(等 場	所										
	銃			種										

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本籍欄には記載を要しない。
 - 3 教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄に は記載を要しない。
 - 4 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場合は、銃 種欄には記載を要しない。
 - 5 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

第23号(第23条関係)

第	号											
			技	能	検	定	通	知	書			
		殿							年	月	日	
									公安委	美員会	ЕР	
						_						

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第20条第1項の規定により、下記のとおり 通知する。

受	住		所						
検者	氏		名						
白	生:	年月	日			年		月	日
受	検	日	時						
受	検	場	所						写真
受	検	銃	種						押し出し
+4=	4:	_	_	(1)	適合実包()	個		スタンプ
携	ŕ	J	品	(2)	猟銃用火薬類等詞	譲受許	可証		

備考 1 用紙は、洋紙とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第22号(第23条関係)

第 号

技能 検定 通知書

年 月 日

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第20条第1項の規定により、下記のとおり通知する。

記

受	本		籍						
+4	住		所						
検	氏		名						
者	生	年 月	日	年	月	П			
受	検	B	時				写	J	Ī
受	検	場	所						
受	検	銃	種				押し プ	出しスタン	
携	í	Ţ	品	(1) 適合実包 (2) 猟銃用火 許可証	<u>(</u> 薬類等)個譲受			

備考 1 用紙は、洋紙とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第24号(第24条関係)

第 号

技能 検定合格証明書

住 所

氏 名

性別

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の技能検定を受け、合格した者であることを証明する。

受検年月日	年	月	日	
受 検 場 所				
受 検 銃 種				

交付 年 月 日

公安委員会 印

注意事項

本証明書を添付書類として許可を受けるためには、許可時において、本証明書の交付を受けた日から起算して1年を経過していないことが必要である。

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第23号(第24条関係)

筆 5

交付 年 月 日

技能検定合格証明書

本 籍

氏 名

(男·女) 年 月 日生

- 1 受検年月日
- 2 受検場所
- 3 受検銃種

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の技能検定を受け、合格した者であることを証明する。

公安委員会 印

注意事項

許可申請に際し、本証明書を提示できる期間は、交付を受けた日から起算して1年を経過しない期間である。

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第2	24号	台(第25条	長関係	Á)							
							整	理 番 号			
						ļ	受 된	里年月日			
								を付(書換)			
							年	月 日			
				技能検討							
技能	能検)	定合格証明	明書の	を次	欠のとお	り申請	します	Γ.	年	月	日
		公安委	員会属	段					·	,,	
<u></u>	Т						申請	人氏名			ED
	5	本	籍								
Ħ	≢ 1	住	所								
ä	清	電話番									
		職	業								
)	۱ ۸	氏	名						性別	男	・女
	3	生年月	日		年	月	日				
訂	īF -	番	号								
B)	3	交付年月	日		年	月	日				
· ·	Š	受 検 場	所								
=		公安委員会	会名								
				申	請	Ø	理	由			
	į	書	換	え		再		交		付	
利	重別	旧		新	(亡失・	盗難又	スは滅失の	状況)		
4	本籍										
Е	氏名	1									

第25号(第26条関係)

技能講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項に規定する講習の受講を次のとおり 申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

申	住			所									
甲	ιζι	IJ	が	な									
込	氏			名					Ер	性別	男	•	女
人	生	年	月	日			年	月		日	l		
	電	話	番	号									
許可	許可	可証	番号	等	第		号			公安委員	会		
証	交	付名	∓月	日			年	月		日			
₩.		= /	フル	ı ¢ ★	希望年月	日目							
受講		71	<i>)</i>)	レ並允	希望場	所							
希望		_ /	- u	ı	銃	種	散弾銃		その	他			
関係			フリ		希望年月	日							
	١	以外	の獲	札 亚允	希望場	所							

- 備考 1 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することが
 - 2 受講希望関係欄には、受講を希望する銃種の 内にレ印を記入すると ともに、その希望日時、希望場所を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第25号(第26条関係)

整理番号	
受理年月日	
修了証明書 番 号	

技 能 講 習 受 講 申 込 書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項に規定する講習の受講を次のとおり 申し込みます。

公安委員会殿

申込人氏名

年 月 日

											-
	本			籍							
申	住			所							
込	電	話	番	号							
K	職			業							
人	氏			名					性別	男	・女
		年	月	日		年		月	E] (歳)
翌に多	፩付を	交付	年	月日					年	月	日
瀬鈍:	- 芸芸	番		号							
現受猟銃証	计计则	交	付	者							
受 講		星年	月	日							
受 請	寿 希	望	場	所							
				種	類						
					型	式					
受 講	にほ	系る	銃	砲	公称口(番 径)			1	リメー ンチ	トル
					(実測口径)	(番	Jメ ー	-ル)
					特	徴					
指	通	知書	番	号							
定	通知	書交信	寸年月	目目					写	真	
Æ	受調	冓指定	年月	日					-	共	
実	受	講年	月	日					はり付	· (+ 櫻	
施	受	講	場	所					נו עי או	リノ刊制	
nu.	考	査の	結	果	合・	否					
備考								撮影	年	月	日

- 備考 1 申込人は、 印欄には記載しないこと。 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第26号(第27条関係)

第		号											
				技	能	講	習	通	知	書			
			殿							年	月	日	
										公安	委員会	ED ED	
	統砲刀剣類 ロする。	頂所扌	寺等取	締法	施行	令第	[21条	第 1	項の	規定に	より、	下記のと	こおり
受	住	所											
講者	氏	名											
13	生年月	日							年		月	日	
受	講日	時											
受	講場	所											
受	講銃	砲											
携	行	品	(1) (2) (3)	適記	含実行	包(-	許可詞	ĪĒ.			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第26号(第27条関係)

第二号

技能講習通知書

年 月 日

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第21条第1項の規定により、下記のとおり通知する。

記

	受	本		籍								
	支講	住		所								
	神者	氏		名								
	白	生	年 月	日				年	月		日	
	受	講	日	時								
	受	講	場	所								
					種	類						
					型	式						
	受	講	銃	砲	公称 径	口(番)					ミリメート. インチ 番 ミリメート.	ル
					(実測	山口径)	(買リメート.	ル)
					特	徴						
					適合	実包				写	真	
					(1)	受講銃	砲			∍	共	
:	携	:	行	品	(2)	適合実	'包() 個		tm 1	山しったい	1
					(3)	猟銃用	火薬類等	譲受許可証		- F	出しスタン	
- 1									1			

備考 1 用紙は、洋紙とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第27号(第28条関係)

第 号

技能講習修了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

性別

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の講習を受け、その 課程を修了した者であることを証明する。

受講年月日	年	月	日
受 講 場 所			
受 講 銃 種			

交付 年 月 日

公安委員会 印

注意事項

本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過していないことが必要である。

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第27号(第28条関係)

第 号

交付 年 月 日

技能講習修了証明書

本 籍

氏 名 (男・女)

年 月 日生

- 1 受講年月日
- 2 受講場所
- 3 受講銃種

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の講習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。

公安委員会 印

注意事項

許可又は許可の更新の申請に際し、本証明書を提示できる期間は、交付を 受けた日から起算して3年を経過しない期間である。

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(1001.0.)	(削除)
-------------	---	----	---

第28号	(第29条関係)	

整理番号	
受理年月日	
再交付(書換) 年 月 日	

技能講習修了証明書再交付等申請書

技能講習修了証明書のを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

ED

	本			籍												
申	住			所												
盐	電	話	番	号												
請	職			業												
人	氏			名									性別	ļ	男・3	女
	生	年	月	日				ź	年	月	日					
証	番			号												
明	交	付钅	₹月	日				í	年	月	日					
書	受	講	場	所												
盲	公:	安委	員会	名												
					申	請	i	(の	Ŧ	里	由				
	書			換		え			再			交			付	
種別	重別 旧 新				(亡	失・	盗難	又は滅	线失σ)状况])					
本籍	晉															
氏名	3															

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第28号(第30条関係)

許可期間延長申請書 APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZATION PERIOD

年 月 日 Date: Year Month Day

(

公安委員会 殿

PUBLIC SAFETY COMMISSION

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項の規定による銃砲刀剣類所持 許可の期間の延長を次のとおり申請します。

Pursuant to the provisions of Article 24 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorization period.

1. 申請人 Applicant 国 籍 Nationality/Region

所 Address in Japan

男・女 Male / Female

生年月日 Date of birth

年 月 日 Year Month Day

電話番号 Telephone no.

携帯電話番号 Mobile phone no.

- 2. 許可証を交付した公安委員会及び許可証番号 Name of the Public Safety Commission issued a license card, and the number of the license card.
- 3. 許可の期間

The period of the authorization

- since to 4. 所持している銃砲刀剣類の種類 Type of firearms/swords
- 5. 所持している銃砲刀剣類の特徴 Feature of firearms/swords
- 6. 許可の延長の期間

Extended authorization period

まで

まで

since to 7. 許可の期間の延長を申請する理由

The reason for application for the extension of the authorization period

8. 在留資格及び在留期間

Status of residence and period of stay

備考 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することがで

Applicant can affix his/her signature instead of affixing his/her name and seal.

第 29 号 (第 31 条関係)

第29号(第30条関係)

							許		可		期	R	刂	延		長		申	請		書	i							
															[整	理	番		号								
																	受	理	番		号								
																	延	長許	可	番	号								
		公	安	委	員	会	殿															年			月		E	3	
	A			**			~~				_ /-							氏名					_				A.I. 1	E	
	鋭り																	項の	規	疋	اد	æ	ත	鈗	恛	/J 5	利多	リア ア	付
1.	Ħ	請	人国			籍																							
			住			所																							
			電職	話		号業																					_		
			氏			名															性	別		男		女			
				年																							_		
2.	i	두 可	証	を	交	付	U	た・	公	安	\$ §	会	₹及	び	許	可	証	番号	-										
3.	i	두 可	· の	期	間																						_		
-	_	- 14		_		_			_	A.1.4	- '-	۱5	_									_	ま	で					
4.	F.	行持	b	τ	ιı	る	銃	佨.	IJ	剣 乳	東 0.) 植	類																
5.	F.	斤持	し	τ	۱J	る	銃	砲.	刀	剣類	頁 σ.	特	徴														_		
6.	i	;可	· の	延	長	の	期	間																					
	_					_		_			_ カ	_	_									_	ま	で					
7.	i	+ 可	の	期	間	の	進	長	を	甲言	育す	3	埋	田															
-																													
8.	7	Ε≅	資	格	及	び	在	留:	期	間																	_		
備考			申	請	人	は	`		ED:	欄(_ la	t記	記載	し	な	۱J	٦	٤.											

2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。

第 30 号 (第 31 条関係)

第 30 号 (第 31 条関係) 第 31 号 (第 31 条関係) 第 32 号 (第 31 条関係) 第 33 号 (第 31 条関係) 第 31 号 (第 31 条関係) 第 32 号 (第 31 条関係) 第 33 号 (第 31 条関係) 第 34 号 (第 31 条関係)

第34号(第32条関係)

統砲刀剣類所持許可証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の書換えを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申	ısı	りか	がな							電	話	番	号
請	氏		名						ED				
	L		П						ъp				
人	許	可証	番号	第					号				
	人記	官事項											
		本	籍										
変	旧	住	所										
更		氏	名										
L		本	籍										
た	新	住	所										
事		氏	名										
項	銃矿	包刀剣	類関係	系 (言	許可番	号:第	第			-	릉)		
	旧	銃	砲										
	新	Л	剣類										

- 備考 1 申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その 法人の業務のための所持について法第4条第1項の規定による所持の 許可を受けた者であるときは、申請人の住所及び電話番号にはその者 の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を、変更した事 項の本籍欄には申請に係る法人の事業場の名称、住所欄にはその所在 地を記載すること。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 変更した事項のうち銃砲刀剣類関係欄には、該当するものの 内に レ点を記入すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第35号(第33条関係)

整理番号	
受理年月日	
書換年月日	

銃砲刀剣類所持許可証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の書換えを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人 住 所 電話番号 氏 名

ED

許	可証	番	号		
許	可	番	号		
गंड	X		分	IB	新
変	本		籍		
更	住		所		
古	氏		名		
事	銃		砲		
項	Л	剣	類		
	そ	Ø	他		
備			考		

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、申請人の住所及び電話番号にはその者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を、変更事項の本籍欄には申請に係る法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地を記載すること。
 - 3 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第35号(第33条関係)

銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書

亡失 盗難 に 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の 滅失 ついて届け出るとともに、許可証の再交付を次のとおり申請します。[…] 年 月

公安委員会殿

	本			籍					
申請	住			所					
胡	ısı	IJ	が	な					
人	氏			名			EP	性別	男・女
	生	年	月	日	年	月	日	(歳)
	電	話	番	号					
申請の理由	1	亡失	、盗	る難 又	よ滅失の状況を記	記載すること	0		
所持	許可	可証	の種	重別	猟銃・空気銃 銃砲所持許許 刀砲所持許 銃砲所持許可 の 別類所持許 刀剣類所持許	ij (FIREARM	S PERMI	T) (様	式第32号)
許可	許	可言	正番	号	第		号		
-	交	付钅	₹月	日	年	月	日		
証	交价	寸公子	安美	員会	公	安委員会			

備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することが

- できる。
 2 亡失、盗難、滅失の別及び許可証の種別欄には、該当する 内にレ印を記入すること。
 3 正失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある
- 場合には添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第36号(第34条関係)

整 理 番 号	
受理年月日	
再交付年月日	

銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の再交付を次のとお り申請します。

公安委員会 殿

年 月 日

申請人氏名

ED

	本	<u></u>	諳	
申	住	F	听	
請	電話	番号	号	
胡	職	舅	業	
人	氏	ŕ	名	
	生 年	月日	B	
±/r	種	万	引	
許可	番	£	号	
証	交 付	年月日		
āIE.	公安委	奏員会 名	名	
申	請の	理目	由	

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること
 - 3 申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その 法人の業務のための所持について法第4条第1項の規定による所持の 許可を受けた者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する 法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその電 話番号、職業欄にはその者の当該事業場における職務上の地位を記載 すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第36号(第36条関係)

銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書 銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、

を次のとおり返納します。

年 月 日

公安委員会殿

	許可	所持	者	٤٥	の関	係	本人		その他	t ()
届	住					所										
出	ısı	IJ		が		な										
	氏					名						Ер	性別		男	・女
人	生	年		月		日			年		月		日			
	電	話		番		号										
返納する数	許可	可証	等	Ø	種	別	教習:練習:	資格 資格	認定記	E(法 E(法	第 第 第	頁) 9 条の 9 条の 9 条の	10第 3	項)		
許可証	許可	可証	等	の	番	号	第				£	릉	公	安委	員会	:
等	交	付	年	F	1	日		年		月		日				
返	納	Ø)	理		由										
銃	砲 又	は	刀	剣	類	の										
種	類 及	び	処	分	状	況										

- 備考 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 法第9条の5第3項(法第9条の10第3項において準用する場合を含む。)又は法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項の規定により 届出を行う者にあつては、銃の処分状況欄の記載を要しない。
 - 3 許可所持者との関係欄には、該当するものの 内にレ印を記入するとと もに、その他の場合には())内に具体的な関係を記載すること。
 - 4 許可証等の種別欄には、返納する許可証等の 内にレ印を記入すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第37号(第37条関係)

整理番号	
受理年月日	

銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、 を次のとおり返納します。

公安委員会殿

年 月 日

届出人氏名

FN

届	住				所							
曲	職				業							
出	電	話	番		号							
人	氏				名							
^	生	年	月		日					年	月	日
	許可証番号 認定証				第			号	銃砲刀:	숙미		
返約	内する	許可証認定証	交付	寸年 月	月日		年	月	日	類の種類		
			交	付	者			公安	委員会			
返	約	g 0	理	E	由							
銃石	銃砲又は刀剣類の処分状況											

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 法第9条の5第3項(法第9条の10第3項において準用する場合を含む。)又は法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項の規定により届出を行う者にあつては、銃の処分状況欄の記載を要しない。
 - 4 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第37号(第37条関係)

許可事項抹消申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第8条第3項の規定により、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を以下のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申	ふ	IJ	が	な					電	話	番	号
計人	氏			名				E D				
許可	許	可証等	手の習	番号	第				号			
証	交	付 年	月日	等		年	月	日		公安	安委員	숲
抹消	許	可	番	号	第				号			
に	許	可自	₣ 月	日		年	月	日				
係るが	許	<u> </u>	J	者			公安	委員会				
許可	銃	Ø	種	類	猟銃		空気銃					
抹	消	を受け	・る 理	里 由								
銃	Ø	処分	分 状	況								

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 銃の種類欄には、該当する銃種の 内にレ印を記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 38 号 (第 38 条関係)

第38号(第38条関係)

整理番号	ĺ
受理年月日	

許可事項抹消申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第8条第3項の規定により、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を以下のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

ED

申	住 所					
#	電話番号					
請	職業					
人	氏 名					
	生年月日				年 月	日
許	許可証番号	第	号	- / ++-	許可番号	第 号
可	交付年月日	年	月日	許抹 消 に	許可年月日	年 月 日
	Z13 +73 L		/, 1	係可る	許可者	公安委員会
証	交 付 者		公安委員会		銃の種類	
抹氵	肖を受ける	理由				
銃	の処分物	弋況				

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 39 号 (第 39 条関係)

第39号 (第39条関係)

第39号 (第39架関係) 銃 砲 刀 剣 類 返 還 申 請 書 銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定による の返還を次のとおり申請します。

年 月 日 公安委員会 [法第25条第4項の規定による申請] 殿 の場合にあつては、警察署長] 殿

	本			籍					
申	住			所					
請	Š	ŋ	7) \$	な					
人	氏			名			0	性別	男・女
	生	年	月	B	年	月		B	
	電	話	番	무					
52555	口申	請人	こ同じ						
仮領	本			籍					
仮領置をされた者	住			所					
され	職			業					
た者	氏			名					
	生	年	月	B			付	E 別	男 · 女
迈	仮	領 置	年 月	В	年	月		В	
還を	仮	領	置番	号				Mic	
申請	仮有	页置 1	書 交 作	1 者					
返還を申請する物件	種	類 及	び特	徵					
申	請	0)	理	由					

備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第40号(第40条関係)

整理番号	
返還年月日	

銃 砲 刀 剣 類 返 還 申 請 書 銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定による の返還を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会 法第25条第4項の規定による申 殿 申請人氏名

申	本				籍							
甲	住				所							
±=	電		話	番	号							
請	職				業			性	別	男	女	
	氏				名							
人	生		年	月	日							
_	<i>1</i> =	本			籍							
≥ •	仮	住			所							
n	領	職			業							
た	置	氏			名							
者	を	生	年	月	日							
_	`-	仮	領	置	番	号	第		号			
する物件	返還	仮	領	置与	₹ 月	日	年	月		日		
件	を申請	公は	安多警察	委 員 署	会 名 長 名	又						
		種	類	及て	ブ 特	徴						
申	Ī	請	の	理	由				-			

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 40 号 (第 40 条、第 97 条、第 106 条関係)

第41号(第43条関係)

射擊指導員指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定により、射撃指導員の指定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申	住			所									
請	ιζι	IJ	が	な									
人	氏			名						ED	性別	男	・女
	生	年	月	日			年		月		日		
射	擊	指 導	の種	別	∍	イフ	'ル射 'ル銃 張射撃	以外σ)猟銃射	撃			
IB I	- / 5	付を受	H T I	١ ٦	許可	可証額	昏号						号
許	CX.		1) ()	証	交作	寸年月	月日			年		月	日
at		可		証	交	付	者					公安多	長員会
備				考									

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 射撃指導の種別欄には、該当するものの 内にレ印を記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 41 号 (第 41 条、第 98 条、第 107 条関係)

第42号(第44条関係)

整理番号	
受理年月日	
指定番号	

射擊指導員指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定により、射撃指導員の指定を次のとおり申請します。

公安委員会殿

年 月 日

申請人氏名

ED

申	本			籍												
4	住			所												
請	電	話	番	号												
	氏			名									性別	男	∄・ ∮	Ż.
	生	年	月	日				年		月	日		年齢			歳
射	撃 指	導	の種	別	ライ	イフノ	レ射雪	逢 ライ	フル	統以	以外の	猟釒釒	統射擊	空気	銃射	撃
					許可	丁証者	番号	第								号
文 f	寸を!	受 け 可	てし	Nる 証	交付	1年月	目目					年		月		日
					交	付	者							公安	委員	会
添	付		書	類												

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 射撃指導の種別欄は、該当文字を で囲むこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第42号(第44条関係)

射擊指導員指定書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定により、下記の者を 射撃指導員として指定する。

年 月 日

公安委員会 印

住所	ī
氏 名	3
生 年 月 日	1
指 定 番 号	27
指定年月日	1
射撃指導の種別	30

備考 1 用紙は、洋紙とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第43号(第45条関係)

射擊指導員指定書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定により、下記のとおり射撃指導 員として指定する。

記

指定番号

指定年月日

射撃指導の種別

備考 1 用紙は、洋紙とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第43号(第45条関係)

射擊指導員指定解除通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第2項の規定により、下記の者の 射撃指導員の指定を解除する。

年 月 日

公安委員会 印

住				所	
氏				名	
生	年	<u> </u>	月	日	
指	定		番	号	
解	除	年	月	日	
解	除	Ø	理	曲	

備考 1 用紙は、洋紙とすること。 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第44号(第46条関係)

射擊指導員指定解除通知書

年 月 日

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第2項の規定により、下記のとおり射撃指導 員の指定を解除する。

記

解除年月日	年	月	日
解除の理由			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第44号(第46条関係)

射擊指導員指定申請書記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第46条の規定により、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

申	住			所							
請	1Š1	נו	が	な							
人	氏			名					ЕР	性別	男・女
	生	年	月	日			年	月		日	
	住		所								
変更	氏		名	旧							
した	射	擊指導	の種別								
事項	₹ (Ø	他)	新							
Ŧ目 (:	一方付	た平	けてい	١ ٨	許可	可証番	号				
許	C X 11	可	1) (証	交价	寸年月	日				
āT		ال		弧	交	付	者				

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 変更した事項欄には、該当するものの 内にレ印を記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(新設)

第45号(第50条関係)

教習射擊場指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項の規定により、教習射撃場の指定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

ED

Ī									
備	管理者	設置者		場	擊	射	定	指	
	本住電氏生	本住電氏生	使	使	射	所	名	指	指
考	話年	話年	用す	用了	擊坦			定	定
			t 4	† ?	易(在		年	
	番月	番月	5 実	5 銃	D 🗵			月	番
	籍所号名日	籍所号名日	包	砲	分	地	称	日	号
	年	年							
	ļ	j						年	
	₹	₹							
	B	日						月	
								日	

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事業場の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、氏名及び生年月日を記載すること。
 - 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第45号(第50条関係)

整理番号	
受理年月日	
指定番号	

教習射擊場指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項の規定により、教習射撃場の指定を次のとおり申請します。

年 月 日 公安委員会殿 申請人氏名 ^印

	指定	番	号				
指	指定的	年月	日	:	年	月	日
定	名		称				
射	所 在	在	地				
擊	射撃場	の 区	分				
場	使用す	る鈖	花砲				
	使用す	るま	〔包				
設	本 住		籍所				
置	電話	番	号				
者	氏 生 年	月	名日	年	月	日(歳)
管	本 住		籍所				
理	電話	番	号				
者	氏生年	月	名日	年	月	日(歳)
備	考						

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事業場の所在地 及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、氏名及び生年月日を記載 すること。
 - 4 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第46号(第51条関係)

払	RR	由土	車⊕	場	也	\Rightarrow	-
	¥	爿	至	场	相	ᄹ	一書

年 月 日

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項の規定により、下記のとおり

教習射撃場として指定する。

指 定 番 号	
指定年月日	
射撃場の名称	
射撃場の所在地	
射撃場の区分	
使用できる猟銃	
使用できる実包	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第46号(第51条関係)

			教	習		擊	場	指	定	書		年	月	日	
申請者				殿	ł						公	安委	:員会	E ED	
銃砲刀剣		等取締法第	第9条	€の <i>4</i>	4 第	₹1I	頁の)規)	定に	より)、	下記の	とおり	教習射擊	場
						ā	3								
指定	番号														
指定年	月日														
指定した	名 称														
射擊場	所在地														
射擊場の	区分														
使用できる	る猟銃														
使用できる	る実包														

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第47号(第52条関係)

教習射擊指導員選任等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第2項の規定により、教習射撃指導員の 選任 を次のとおり届け出ます。

年 月

公安委員会殿

届出人氏名

FII

 \Box

	指定番	号				
教習	指定年月	日	年	月	日	
射撃	名	称				
場場	電話番	号				
	指定に係る銃	種				
• • • •	た に 選 任 し 習 射 撃 指 導		人(別紙 1	のとおり	J)	
解教	任 し 習射撃指導	た 員	人(別紙 2	! のとお!))	
届教	出 後習射撃指導	の 員	人(別紙 3	いのとおり	J)	

- 備考 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 新たに選任した教習射撃指導員については別紙1に、解任した教習射撃指導員については別紙2に、届出後の教習射撃指導員については別紙3に記載すること。
 - 3 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第47号(第52条関係)

整理番号	
受理年月日	

教習射擊指導員選任等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第2項の規定により、教習射撃指導員の次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

E

教	指	定	番	号								
習射	指	定年	F 月	日			年	月	日			
撃場	名			称								
场	電	話	番	号								
‡/h	本			籍								
教習	住			所								
射撃指	氏			名								
担導員	生	年	月	日				年	月	日(歳)	
貝	射	擊指	導	員の	指定番	号						
選	任	年	月	日				年	月	日		
解	任	年	月	日				年	月	日		
解	任	の	理	由								

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 解任の届出をするときは、選任年月日欄に解任した射撃指導員を選任した年 月日を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 1

新たに選任した教習射撃指導員

教	習射:	擊場	号の 名	3 称										
選	任	年	月	П		年	Ξ.		月	日				
住				所										
氏				名										
生	年		月	П					年	月	日	(歳)	
指	定		番	号	第			号		公安	安 員	会		

- 備考 1 新たに選任した教習射撃指導員ごとに作成すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

解任した教習射撃指導員

教習身	肘撃場の名称				
番号	解任年月日	氏	名	生年月日	指定番号

備考 1 解任した教習射撃指導員を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

届出後の教習射撃指導員一覧

教習	射撃場の名称						
番号	銃種	選任年月日	氏	名	生年月日	指定番号	区分

備考 1 届出の時点において選任している教習射撃指導員を記載すること。

- 2 銃種欄には、射撃指導員の指定に係る銃種を全て記載すること。
- 3 区分欄には、新たに選任した教習射撃指導員について「新規」と記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第48号(第53条関係)

教 習 射 撃 指 導 員 解 任 命 令 書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項の規定により、下記のとおり 教習射撃指導員の解任を命ずる。

教	指 定 番	号	
習射	指定年月	日	
撃場	名	称	
场	管 理	者	
教	指 定 番	号	
習射	指定年月	日	
撃指	氏	名	
導員	生 年 月	日	
具	選任年月	日	
解	任を命ず	る	
理		由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第48号(第53条関係)

教習射擊指導員解任命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項の規定により、下記のとおり教習射撃指導 員の解任を命ずる。

記

教習	射撃指導員に係 る指定番号								
射擊	射撃指導員に係 る指定年月日					年	月	日	
指導員	氏				名				
ຸ	選	任	年	月	日	年	月	日	
解	任	を	命	す	る				
理					由				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第49号(第54条関係)

教習射擊場指定申請書等記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第54条の規定により、 教習 練習射撃場指定申請書 の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

年 月 日

		XX	~ 4	<i>I</i> // X			
	指	定 0) 種	別	教習射擊場	練習射擊場	
対	指	定	番	号			
象と	指	定年	F 月	日	年	月	日
となる	射	撃 場	の 🗵	分			
射撃	名			称			
場	所	所 在		地			
	設 置		者				
	刪	話	番	号			
変	名 称		称	旧			
変更し		听 在					
た 事	Í	管理	者				
項	î	電話番号					
	(その	他)	新			
存	崩		#	Ě			

- 備考 1 届け出る変更の 内にレ印を記入すること。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事業所の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、氏名及び生年月日を記載すること。
 - 4 変更した事項欄には、変更した項目のうち該当するものの にレ印を記入すること。また、その他の場合には()内に変更した項目を記載すること。
 - 5 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第49号(第54条関係)

整理番	号	
受 理 年 月	日	

記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第54条の規定により、 射撃場指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

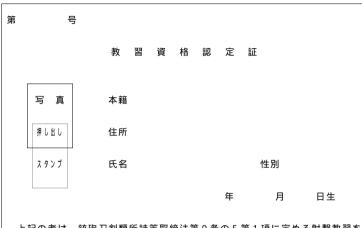
年 月 日

届出人氏名

	指定	番	号				
練教	指定年	₹ 月	日	年	月	日	
習習	名		称				
射							
擊	所 右	Ē	地				
場	電話	番	号				
	射撃場	の 🗵	分				
変更	IΒ						
変更内容	新						
備	•	考					

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 4 不用の文字は、縦線で消すこと。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第50号(第55条関係)



上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第1項に定める射撃教習を 受ける資格があることを認定する。



- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第50号(第55条関係)

第号						
	教 習 資 格 認 定 証					
	交 付	年 月 日				
	有効期間	年 月 日まで				
本	籍					
住	所					
氏	名	性別男・女				
生 年 月	日	年 月 日				
銃	種					
上記の者は 締むり魚類所特等取締法第9条の5第1項の射動物 習を受ける資格があることを認定する。 写真 押し出しスタンプ						

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(削除)		

第51号(第56条関係)

整 理 番 号	
受理年月日	
再交付(書換) 年 月 日	

教習資格認定証再交付等申請書

申請人氏名

教習資格認定証の を次のとおり申請します。

公安委員会殿

年 月 日

rn.

	本			籍										
申	住			所										
±=	電	話	番	号										
請	職			業										
人	氏			名								性別	男	・女
	生	年	月	日			年		月	日			ļ.	
認	番			号										
定	交	付兌	₹月	日			年		月	日				
証	交	ſ	4	者										
					申	請	σ)	理	1	由			
	書			換		え		再 交 付					t	
種別	IJ		旧		į	新		([上失・	盗難	又は	滅失の	状況))
	*													
本新	Ħ													
<i>1</i> 2 m	_													
住月	Т													
氏名	z													

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第51号(第57条関係)

第 号

教 習 修 了 証 明 書

住 所

氏 名

性別

年 月 日生

上記の者は、当教習射撃場において、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第 1項の教習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。

受 講 年	月日	年	月	日	
銃	種				

交付 年 月 日

教習射擊場

所在地

名 称

管 理 者

A

注意事項

本証明書を添付書類として許可を受けるためには、許可時において、本証明書の交付を受けた日から起算して1年を経過していないことが必要である。

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第52号(第57条関係)

第 号

交	付	年	月	H

教 習 修 了 証 明 書

本			籍					
住			所					
氏			名		性	別	男・女	
生	年	月	日	年	月		日	
銃			種					

上記の者は、当教習射撃場において、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第1項の 射撃教習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。

教習射擊場管理者

注意事項

許可申請に際し、本証明書を提示できる期間は、交付を受けた日から起算して 1年を経過しない期間である。

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第52号(第58条関係)

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃 第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃 について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

ED

	射撃場の種別	教習射擊場 練習射擊場						
44	指 定 番 号							
射	指定年月日							
撃	名 称							
場	電話番号							
	指定に係る銃種							
ライフル銃 丁 備(内訳) 公称口径22のへり打ちのライフル銃 丁 けその他のライフル銃 丁 状								
況	ライフル銃以外の 備付け状況に	〉猟銃 丁 ついて、別紙1及び2を作成すること。						

- 備考 1 届け出る備付け銃の 内にレ印を記入すること。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を 記載すること。また、ライフル銃の丁数にあっては口径の別ごとに内 訳数を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第53号(第58条関係)

整	理	番	号	
受	理生	F 月	日	

教習用備付け銃等届出書 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の 第2項の規定により ついて次のとおり届け出ます。

に

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

ED

練教習習	指	定	Z i	番	号				
射	指	定	年	月	日				
撃 場	名				称				
	種				類	型	式	公称口(番)径	丁 数
練教									
習習	_	,	_		۸+				
用用	フ	1)	ル	並允				
備									
付									
ıt	ラ	1	フ	ル	銃				
銃	以	外	の	猟	銃				

備付け銃一覧

r										
射	掔	場	Ø	名	称					
射	掔	場	の	種	別	教習射擊場	練習	射擊場		
番号	金	ŕ			種	型	式	公称口(番)径	丁	数

- 備考 1 型式欄には、単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元 折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
 - 2 丁数欄には、備付け銃の形式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

教練	習射撃場	易の名称									
/本 本内	種	類		銃	:	番	号				
練教習習	型	式		銃	の	全	長	センチメートル			
用用	商品	3 名		銃		身	長	センチメートル			
備	公称口	(番)径	弾倉型式が てん可能が								
付け	特	徴		適能	合 実	?(空) 包				
銃	10	1±X		製	造	年 月	日				
业儿	備	考									
鐘 渡	譲渡(貸付) 人										

譲渡(貸付)人

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 型式欄には、単身ボルト式、単身自動式、上下二連元折式等の別を記載すること。
 - 4 丁数欄には、備え付けられている猟銃の型式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。
 - 5 別紙は備え付けられた銃ごとに記載すること。
 - 6 種類欄には、ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃の別を記載するこ
 - 7 特徴欄には、その銃を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
 - 8 銃番号欄には、猟銃の機関部に打刻されている番号を記載するこ
 - 9 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
 - 10 銃身長欄には、銃口先端面から包底面までの長さを記載すること。
 - 11 弾倉型式及び充てん可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、 チューブ型等の別及び弾倉に込められる実包又は空包の名称を記載す ること。
 - 12 製造年月日欄には、猟銃の機関部及び銃身の製造年月日を記載すること。
 - 13 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 14 譲渡(貸付)人欄には、当該猟銃の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
 - 15 不用の文字は、縦線及び横線で消すこと。
 - 16 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

射	撃場の	名 称						
射	撃場の	種 別	教習射擊均	易				
	備え付し	ナた日		ŕ	ŧ	日		
備	種	類		銃	Ī	K.	号	
,,	型	式		銃	Ø	全	長	センチメートル
付	商品	名		銃	Ė	}	長	センチメートル
lt At	公称口(番)行		ジメートル インチ 番	インチ 及 び 充			式填数	
金充	特	徴	適合実((空) 包	
	備	考						
譲渡	(貸付)人	香号						

備考 1 備え付けられた銃ごとに記載すること。

- 2 型式欄には、単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
- 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年 式等の別を記載すること。
- 4 特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲 を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
- 5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。 ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
- 6 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
- 7 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
- 8 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
- 9 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
- 10 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第53号(第58条関係)

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃 第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃 の変更について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

Ер

	指定番号
射	指定年月日
撃	名称
場	電話番号
	指定に係る銃種
変更後の備付け状況	ラ イ フ ル 銃 丁 (内訳) 公称口径22のへり打ちのライフル銃 丁 その他のライフル銃 丁 ライフル銃以外の猟銃 丁 備付け状況について、別紙 1 、 2 及び 3 を作成すること。
変更理由等	

- 備考 1 届け出る備付け銃の 内にレ印を記入すること。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
 - 4 変更理由等欄には、備付け状況を変更することとなつた理由その他必要な事項を記載すること。
 - 5 譲渡文は廃棄等により備え付けないこととなつた銃については、銃種、型式、公称口(番)径及び銃番号を別紙3に記載することとし、別紙2の記載を要しない。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第54号(第58条関係)

整理番号	
受 理 年 月 日	

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の 第2項の規定により

の

変更について次のとおり届け出ます。

年 月

公安委員会殿

届出人氏名

ED

練教	指 定 番	号				
割射	指定年月	日				
場	名	称				
	種	類	型	ţ	公称口(番)径	丁 数
練教		新				
習習	= / ¬ !! ��	旧				
用用	ライフル銃	新				
備		旧				
付		新				
ıt	ライフル銃	旧				
銃	以外の猟銃	新				
		旧				
変 更	理由等					

変更後の備付け銃一覧

射	掔 場	の	名	称				
射	肇 場	の	種	別	教習射擊場	練習	3射擊場	
番号	銃			種	型	式	公称口(番)径	丁 数

- 備考 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。
 - 2 型式欄には、単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元 折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
 - 3 丁数欄には、備え付けられている銃の形式又は公称口(番)径ごと の総数を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別紙

教練	習 習射擊場 <i>0</i> 習	O名称					
練教	種	類	銃	耆	¥.	号	
習習	型	式	銃	の	全	剤	センチメートル
用用	商品	名	銃	身	}	剤	センチメートル
備	公称口(番)径		ョ型 ェ ノ可負			
付け	特	徴	適台	実	(空) 包	
銃	বি	1±X	製	造年	F 月	П	
亚兀	備	考					_
譲渡(貸付)人						

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 型式欄には、単身ボルト式、単身自動式、上下二連元折式等の別を 記載すること。
 - 4 丁数欄には、変更の前後における猟銃の総数を記載すること。
 - 5 変更理由等欄には、当該猟銃を新たに備え付けることとなつた、又 は備え付けないこととなつた理由その他必要な事項を記載すること。
 - 6 種類欄には、ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃の別を記載するこ と。
 - 7 譲渡し、廃棄等により備え付けないこととなつた銃については、変 更理由等欄に当該銃の銃番号を記載することとし、別紙の記載を要し ない。
 - 8 特徴欄には、その銃を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等 について記載すること。
 - 9 銃番号欄には、猟銃の機関部に打刻されている番号を記載するこ ٤
 - 10 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接 する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
 - 11 銃身長欄には、銃口先端面から包底面までの長さを記載すること。
 - 12 弾倉型式及び充てん可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、 チューブ型等の別及び弾倉に込められる実包又は空包の名称を記載す ること。
 - 13 製造年月日欄には、猟銃の機関部及び銃身の製造年月日を記載する こと。
 - 14 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 15 譲渡(貸付)人欄には、当該猟銃の譲渡(貸付)人の住所、氏名その 他必要な事項を記載すること。
 - 16 不用の文字は、縦線及び横線で消すこと。
 - 17 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

新たに備え付けられた銃

射擊	場の名	3 称						
射撃	場の種	1 別	教習射擊場 練習射擊場					
	備え付けた日			年 月			月	日
/ #	種 類			銃 番		Ì	号	
備	型	式		銃	の	全	長	センチメートル
付	商品名	等		銃	身	ł	長	センチメートル
lt	公称口(霍	手)径	ミリメ - トル インチ 番	弾及可	倉び能	型充弾	式填数	
銃	特	徴		適る	全実	(空) 包	
	備	考						
譲渡(〔貸付)人	住所 氏名 電話番	号					

- 備考 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。
 - 2 型式欄には、単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
 - 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年 式等の別を記載すること。
 - 4 特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲 を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
 - 5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。 ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
 - 6 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
 - 7 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
 - 8 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式) チュ
 - ーブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
 - 9 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
 - 10 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
 - 11 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備え付けないこととなつた銃一覧

射	擊	場	の	名	称							
射	擊	場	の	種	別		教習射擊場 練習射擊場					
番号	7 1	銃			種	型		式	公称口(番)径	銃番号		

- 備考 1 今回備え付けないこととなつた銃全てについて記載すること。 2 型式欄には、単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元 折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 54 号 (第 59 条関係)

第55号(第61条関係)

第 号	i		
	教習射擊場指定館	解除通知書	
	殿	年 月	日
		公安委員会	ę Ep
	所持等取締法第9条の8第 指定を解除する。	項の規定により、	下記のとおり
指定番	무		
割 指定年月	日日	年 月	日
撃 名	称		
射撃場の	区分		
解除の理	曲		
			·

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 55 号 (第 59 条関係)

第56号(第61条関係)

教 習 射 擊 場 指 定 解 除 通 知 書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第 項の規定により、下記のとおり教習射撃場の 指定を解除する。

記

	指定番号		
教			
習	指定年月日	年 月	日
射			
撃	名 称		
場			
	射撃場の区分		
解	除の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第56号(第62条関係)

第	号						
			教習修了証明書交付勢	禁止通知	書		
		殿			年	月	日
					公安委	員会	ED

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第1項の規定により、下記の期間内における射撃教習に基づき教習修了証明書を交付することを禁止する。

88		年	月	日から			
旧		年	月	日まで			
指定番号							
指定年月日				年	月	日	
名 称							
射撃場の区分							
止の理由							
	指定年月日 名 称 射撃場の区分	指 定 番 号 指定年月日 名 称 射撃場の区分	間 指 定 番 号 指 定 年 月 日 名 称 射撃場の区分	間 年 月 指 定 番 号 指 定 年 月 日 名 称 射撃場の区分	間 年月日まで 指定年月日 年 名称 射撃場の区分	間 年月日まで 指定年月日 年月 名称 射撃場の区分	間 年月日まで 指定年月日 年月日 名称 射撃場の区分

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第57号(第62条関係)

教習修了証明書交付禁止通知書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第1項の規定により、下記の期間内における射撃教習に基づき教習終了証明書を交付することを禁止する。

記

期			間	年	月	日から	年	月	日まで	
教	指元	臣番	号							
習	指定	年月	月日				年	月	日	
射撃	名		称							
場	射撃	場の	区分							
禁	止の	D 理	由							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第57号(第64条関係)

練習射擊場指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項の規定により、練習射撃場の指定を 次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

	指定	番	号				
指	指定	年 月	日		年	月	日
定	名		称				
射	所	在	地				
擊	射撃場	易の区	分				
場	使用す	る銃	砲				
	使用す	る実	包				
設置者	氏	番月	籍所号名日	年	月	目(歳)
管理者	本住電氏生	番月	籍所号名日	年	月	日(歳)
備	老						

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 2 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事 業場の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、 氏名及び生年月日を記載すること。
 - 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第58号(第64条関係)

整理番号	
受理年月日	
指定番号	

練習射擊場指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項の規定により、練習射撃場の指定を次 のとおり申請します。

平成 年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

						1.467.700	_			
指	指	定	컵	Ŧ	号					
_	指	定	年	月	日		年	月		日
定	名				称					
射	所		在		地					
撃	射	擊場	の	X	分					
華	使	用す	- る	銃	砲					
場	使	用す	~ る	実	包					
設	本				籍					
置	本住電氏生	話	컵	Ŧ	籍所号名日					
者	生	年	F	1	日		年	月	日(歳)
管	本				籍	 				
理	本住電氏生	話	귈	ŧ	籍所号名日					
者	生	年	F	1	日		年	月	日(歳)
備		考								

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事業場の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号 、氏名及び生年月日を記載すること。
 - 4 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第58号(第65条関係)

4本	RR	0.1	重殳	場	+⊑	÷	
*****	_	ויוכל	-	ンクカ	18	ΛF	

年 月 日

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項の規定により、下記のとおり

練習射撃場として指定する。

指 定 番 号	
指定年月日	
射撃場の名称	
射撃場の所在地	
射撃場の区分	
使用できる銃砲	
使用できる実包	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第59号 (第65条関係)

308 C 8	うしつかは	: 川ボ ノ								
			練習	3 射	撃 場	指定	2 書	年	月	日
申請者		殿								
									公安委員会	ED
銃砲刀:	剣類所持	等取締法 第	第9条0	9第	1項0	D規定I	こより、	下計	己のとおり練習	3射擊場
として指	定する。									
					記					
指定	番号									
指定年	月日									
指定した	名 称									
射 撃 場	所在地									
射擊場(の区分									
使用でき	る猟銃									
使用でき	る宝句									

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第59号(第66条関係)

練習射擊指導員選任等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項の規定により、練習射撃指導員の 選任 解任 を次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

年 月 日

届出人氏名

練習射撃場	指定番号	
	指定年月日	年 月 日
	名 称	
	電話番号	
	指定に係る銃種	
	たに選任した習射撃指導員	人(別紙1のとおり)
	任 し た習射撃指導員	人(別紙2のとおり)
届練習	出 後 の 留射撃指導員の状況	人(別紙3のとおり)

- 備考 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することが できる。
 - 2 選任した練習射撃指導員については別紙1に、解任した練習射撃指導 員については別紙2に、届出後の練習射撃指導員の状況については別紙 3に記載すること。
 - 3 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第60号(第66条関係)

整理番号	
受理年月日	

練習射擊指導員選任等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項の規定により、練習射撃指導員の を次のとおり届け出ます。

月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

練習射擊指導員
住
所

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 解任の届出をするときは、選任年月日欄に解任した射撃指導員を選 任した年月日を記載すること。 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 1

新たに選任した練習射撃指導員

練習射撃場の名称											
選	任	年	月	日		年		月	日		
住				所							
氏				名							
生	年		月	日				年	月	日	
指	定		番	号	第		号		公	安委員会	
解	任	年	月	日		年		月		日	

- 備考 1 新たに選任した練習射撃指導員ごとに作成すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

解任した練習射撃指導員一覧

練習	練習射撃場の名称								
番号	解任年月日	氏	名	生年月日	指定番号				

備考 1 今回解任した練習射撃指導員を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙3

届出後の練習射撃指導員一覧

練習身	討撃場の名称						
番号	銃種	選任年月日	氏	名	生年月日	指定番号	区分

備考 1 届出の時点において選任している練習射撃指導員を記載すること。

- 2 銃種欄には、射撃指導員の指定に係る銃種を全て記載すること。
- 3 区分欄には、新たに選任した練習射撃指導員について「新規」と記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第60号(第67条関係)

練習射撃指導員解任命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項の規定により、下記のとおり 練習射撃指導員の解任を命ずる。

<i>6</i> ±	指 定 番	号	
練習射	指定年月	日	
撃場	名	称	
场	管 理	者	
練	指 定 番	号	
習射	指定年月	日	
撃指	氏	名	
拍 導 員	生 年 月	П	
貝	選任年月	田	
解	任を命ず	8	
理		由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第61号 (第67条関係)

練習射擊指導員解任命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項の規定により、下記のとおり練習射撃指導員の解任を命ずる。

記

練習	射撃指導員に係る指定番 号				
射擊	射撃指導員に係る指定年 月日	年	月	日	
指導員	氏 名				
	選任年月日	年	月	B	
解	任を命ずる理由				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第61号 (第69条関係)

第		Ę	-															
				練		習	資	格	Z	認	定	証						
	写	真		本	籍													
	押し出	l l		住	所													
·	スタン	プ		氏	名								性另	IJ				
											年			月		日	生	
	記の者う資格							7 締 治	去第	9 肴	₹ Ø	10 第	1 I	頁に	定め	る身	肘擊	練習
射	撃練	習	に係	る 金	流 利	重												
関	係言	正明	書	交	付	年	月	日	番				号	交		付	i	者
講	習修了	了証	明書															
技	能検定部 は教習編	6格証 冬了証	明書															
												年			月			日
												公安	安安	員 会	!		Ер	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第62号 (第69条関係)

3	第		Ę	-																		
								4	練	習	資	柗	各	認	定	証						
													7	交	付		年	月		Ħ		
本						籍																
住						所																
氏						名													性	別	男	・女
生	:	年		月		日											年	F]	日		
銃						種																
関	係		証	BJ	1	畫	交	付	年	月	日		番	Ē			号	交		付		者
講	習 '	修	了	証	明	書																
	餰			雕	又は	撴																
					_					おお	-	₹ 001	0第	第1項	の射響	隆練		写		真		
																		し出			・プー	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(出版个)	第63	号 (第70条	関係)							
(削除)									整理	番 号		
									受理年	月日		
									再交付(ā 年 月			
	練	習資村	各認定証	<u></u> ග			記定証再) 申請し	 交付等申 ます。	請書			
		公安	安委員会	殿				申請人		年	月	E ®
		本		籍								
	申	住		所								
	**		話番	号								
	請	職		業								
	人	氏		名							性	生別 男・ま
		生	年 月	日					年		月	B
	認	番		号								
	定	交	付年。	月日					年		月	日
	証	交	付	者								
		•			申	請	Ø	理	由			-
			書	換	え			再	交	ξ		付
	種別	別	旧		新			(亡失・	盗難又は	は滅失	の状況	兄)
	本筆	籍										
	住戶	所										
	氏名	名										
	備考				印欄には 氏名を記載				えて、署	4名す	ること	こができる。

第 62 号 (第 73 条関係)

性別 男・女 日

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 64 号 (第 73 条関係)

第63号(第74条関係)

第	号								
		練	習射擊均	場指定的	解除通知	書			
	殿					年	月	日	
						公安委	委員会	Ep	

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の12第1項の規定により、以下のとおり練習射撃場の指定を解除する。

<i>t</i> =	指定番	号					
練習	指定年月	日		年	月	日	
射撃	名	称					
場	射撃場の区	☑分					
解	除の理	由					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第65号(第74条関係)

練習射擊場指定解除通知書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の 12 第1項の規定により、下記のとおり練習射撃場の 指定を解除する。

記

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
練	指定番号	
習	指定年月日	年 月 日
射擊	名 称	
場	射撃場の区分	
解	除の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第64号(第75条関係)

年 少 射 撃 資 格 認 定 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を 次のとおり申請します。 年 月 日

公安委員会殿

	本			籍											
申	住			所											
請	ıζı	IJ	が	な											
人	氏			名								ED	性別	男・	女
	生	年	月	日				年			月	,	日(歳)
	電	話	番	号											
申	i	請	件	数			件	F	静請人を	監督するこ	こととなる身	擊指導員	たついて、	別紙を作成す	ること。
関	係	証明	明書	等	交	付	年	月	日	番		号	交	付	者
猟釒	充・当	2気銃原	折持許可	可証											
年!	少 射	擊資	格認定	証											
年少	射擊	資格講習	图修了証	明書											
欠格事由	福	法第 亥当し ⁷	5 条第 ない者 ⁻	1 項第 である	第 2 · るこ	号がとを	ら誓	第18 約し	8号 a /ます	までに す。	規定	するに	りずれ	の事由	にも
備															
考															

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること
 - ができる。 2 猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付 年月日等を記載すること。
 - 3 年少射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月
 - 日等を記載すること。 4 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は 内にレ印を記入すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第66号(第75条関係)

(表)

整理番号	
受理年月日	
認定証番号	

年少射擊資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を 次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人氏名

ED

年 月 日

本 籍 申住 所 電 話 番 号 請 業 性別 男・女 人 氏 生 年 月 日 年 月 日(歳) 関係証明書等交付年月日番 号交 付 現に交付を受けている猟 銃・空気銃所持許可証 現に交付を受けている年 少射擊資格認定証 年少射擊資格講習修了証 明書 所持しようとする銃砲の 空気銃 ・ 空気けん銃 種類

別紙

番	号		申請。	人を監	督すること	となる射撃	指導員		
		指定番号	第		号	公安	委員会		
		住 所							
/	件	ふりがな					性別	=	・女
		氏 名					וב מים	77	• 🗴
		生年月日		年	月	日			
		銃砲の種類			空気銃	· 空	気拳銃		
		指定番号	第		号	公安	委員会		
		住 所							
/	件	ふりがな					性別	里	・女
		氏 名					12773	73	
		生年月日		年	月	日			
		銃砲の種類			空気銃	· 空	気拳銃		
		指定番号	第		号	公安	委員会		
		住 所							
/	件	ふりがな					性別	男	・女
		氏 名					12733		
		生年月日		年	月	日			
		銃砲の種類			空気銃	・空	気拳銃		
		指定番号	第		号	公安	委員会		
		住 所							
/	件	ふりがな					性別	男	・女
		氏 名					1273		
		生年月日		年	月	日			
		銃砲の種類			空気銃	· 空	気拳銃		

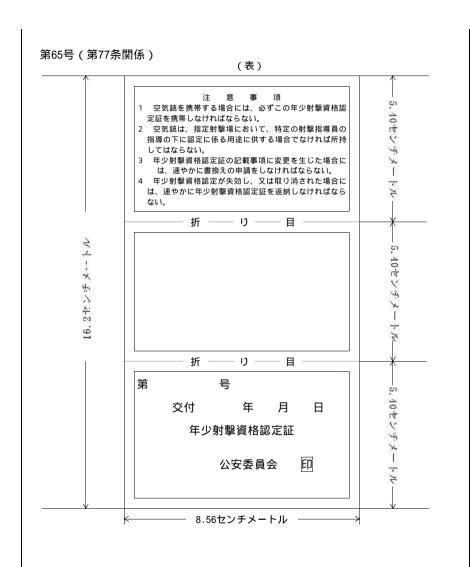
備考 1 申請人を監督することとなる法第4条第1項第5号の2の規定による 許可を受けた射撃指導員を記載すること。 2 不用の欄は、斜線で消すこと。 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

	本			籍					
申請人を監督	住			所					
することとなる法第4条第	電	話	番	号					
1項第5号の2の規定による許可を受け	職			業					
た射撃指導員	氏			名				性別	男・女
	生	年	月	日		年	月	日(歳)
備									
考									

備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。

- 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
- 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。添付書 類を省略したときは、「(省略した添付書類名)は、 年 月に提 出したものと内容に変更ありません。」と記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

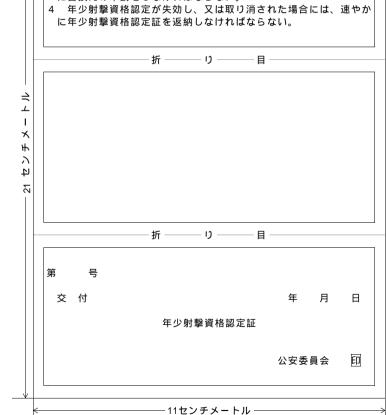


第67号(第77条関係)

(表)

注 意 事 項

- 1 法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃を携帯する場合には、必ずこの年少射撃資格認定証を携帯しなければならない。
- 2 空気銃は、指定射撃場において、認定に係る射撃指導員の指導の 下に認定に係る用途に供する場合でなければ所持してはならない。
- 3 年少射撃資格認定証の記載事項に変更を生じた場合には、速やか に書換えの申請をしなければならない。



(裏) 年少射擊資格者 真 押し出し スタンプ - 折 ---- リ ---- 目 -本 籍 住 所 氏 名 生 年 月 日 銃砲の種類 空気銃・ 空気拳銃 射撃消費の氏名 ----折 ------- リ ------- 目 ---備考

									■ B D D D D D D D D D D D D D D D D D D
印会員委安公	道 重		發	1	H H	去!	开星	<u></u>	1
	折	IJ		目一					
					字:	∃ΦÌ	真真	計	東棟
縫みも戻	5 · \$\$	戻空			醭	酥	Θ	妈	緁
					H	Ħ	=	₽	¥
					₽				丑
					祒				Į)
					쁊				*
	折	- IJ -		- 目					
				草		イル	\$ \}	í f	

第66号(第78条関係)

年少射擊資格認定証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定により、年少射撃資格認定証の書換えを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

ь	ıZı	IJ	ħ	ľ	な							1	電	話	番	号	
申請人	氏				名					ED]						
変		本			籍												
更	新	住			所												
b		氏			名												
た		本			籍												
事	旧	住			所												
項		氏			名												
認守	認	定:	証	番	号	第		号			公安	委	員会	È			
定証	交	付:	年	月	日		É	Ŧ.	月		日						

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第68号(第79条関係)

整理番号	
受理年月日	
書換年月日	

年少射擊資格認定証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定により、年少射撃資格認定証の書換えを次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人 住 所 電話番号 氏 名

ED

年 月 日

	り射撃 定 証:			
変	X	分	П	新
更	本	籍		
事	住	所		
項	氏	名		
備		考		

備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。

- 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第67号(第79条関係)

年少射擊資格認定証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定により、年少射撃資格認定証の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

	本			籍							
申	住			所							
請	ısı	IJ	が	な							
人	氏			名					Ер	性別	男・女
	生	年	月	日		白	F	月	日	(歳)
	電	話	番	号							
申請の理由	τ	二失、	盗糞	椎又は	滅失のお	状況を	記載す	- ること。			
認守	認	定:	正番	号	第		号		公安委	員会	
定証	交	付台	∓ 月	日		É	Ę	月	日		

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第69号(第80条関係)

整理番号	
受理年月日	
再交付年月日	

年 月

年少射擊資格認定証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定により、年少射撃資格認定証の再交付を次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人氏名

ED

_	本	籍	
申	住	所	
請	電話番	号	
同	職	業	
人	氏	名	
	生 年 月	日	
格年認少	番	号	
定射証撃	交 付 年 月	日	
資	公安委員会	名	
申言	青 の 理	由	

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第68号(第80条関係)

年 少 射 撃 資 格 講 習 受 講 申 込 書 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の14第 1 項に規定する講習会の受講を次のとお り申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

_	住			所									
申	ısı	IJ	が	な									
込	氏			名					Ер	性別	:	男・女	ζ
人	生	年	月	日		年	月	日(歳)		,		
	電	話	番	号						写		真	
受詢	講 希	望:	年月	日		年	月	日		9		共	
受	講え	希 望	場	所									
所扌	寺 許	可(の 有	無	有(無	定空	銃	空気拳銃)			年	月	日

───── (この線から下には記載しないこと。) ──

	受講年月日	受講場所
	> 173 E	× 477 · 50 ///
予 定		
実 施 結 果		
考査の結果		合 · 否

- 備考 1 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 所持許可の有無欄には、現に法第4条第1項第4号の規定による所持 の許可を受けている銃砲について、内にレ印を記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第70号(第81条関係)

整 理 番 号	
受理年月日	
証明書番号	

年少射擊資格講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

申込人氏名

ED

	本	籍							
申	住	所							
込	電話番	号							
兦	職	業							
人	氏	名					性別	男・ヨ	女
	生 年 月	日		年	月	日	•	•	
受訓	講希 望 年 月	日		年	月	日			
受	講希望場	所							
予	受講年月	日目	年	月	日				
定	受 講 場	所					写	真	7
実	受講年月	日	年	月	日			対け欄	
施	受講 場	所					19.7	ノーソーノ作用]
旭	考査の紹	丰果		合・否	·				
備		考					撮影	年 月	日

- 備考 1 申込人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第69号(第81条関係)

第 号

年少射擊資格講習修了証明書

住 所

氏 名

性別

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定による以下の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。

受講年月日	年	月	日	
受 講 場 所				

交付 年 月 日

公安委員会 印

備考 1 用紙は、洋紙とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第71号(第82条関係)

第 号

交付 年 月 日

年少射擊資格講習修了証明書

本 籍

氏 名

(男・女)

年 月 日生

- 1 受講年月日
- 2 受講場所

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の講習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。

公安委員会 印

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(削	除)
			-

第72号(第83条関係)			
	整理番号		
	受理年月日		
	再交付(書換) 年 月 日		
年少射撃資格講習修了 年少射撃資格講習修了証明書の	了証明書再交付等 を次のとおり申記		

公安委員会殿

申請人氏名

FΠ

	本			籍												
申	住			所												
請	電	話	番	号												
胡	職			業												
人	氏			名									性別	;	男・	女
	生	年	月	日				年	=	月	日					
証	番			号												
	交	付名	∓月	日				年	=	月	日					
明書	受	講	場	所												
音	公	安委	員会	名												
					申		請	σ.)	理	!	由				
	書			換		え			再			交			付	
種別	ij		旧			新		(亡	失・	盗難 5	スは滅	失σ)状況])		
本籍	音															
氏名	3															

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第70号(第90条関係)

猟銃等保管業届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第1項の規定により、猟銃等の保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

ED

事業場の名称、所在地 及 び 電 話 番 号			
猟銃等を保管する場所の 所 在 地 及 び 電 話 番 号			
事業開始の予定期日	年	月	日

- 備考 1 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者 の氏名を記載すること。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあっては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第73号 (第91条関係)

整理番号	
整理年月日	

猟銃等保管業届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第1項の規定により、猟銃等の保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

ED

事業場の名称、所在地及び 電話番号	
猟銃等を保管する場所の 所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	

備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。

- 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第71号(第90条関係)

猟 銃 等 保 管 業 廃 止 届 出 書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第4項の規定により、猟銃等の保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事及	業 場 の び	名称、電話	所在番	生地号			
廃	止	年	月	日	年	月	B
廃	止	Ø	理	曲			

- 備考 1 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合に あつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載する こと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第72号(第91条関係)

第74号(第91条関係)

整理番号	
受理年月日	

猟銃等保管業廃止届出書

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

ED

下記のとおり猟銃等の保管の業務を廃止したので、届け出ます。

記

事業話番		称所	在地及	び電				
廃	止	年	月	田	年	月	日	
廃	止	Ø	理	田				

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 4 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、そ の法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 75 号 (第 92 条関係)

第73号(第93条関係)

第 号 猟銃等保管業務廃止等命令書 年 月 日

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第3項の規定により、以下のとおり 廃止 猟銃等の保管の業務を停止することを命ずる。

保等	名			称	
管業者	所	7	玍	地	
命	令	Ø	内	容	
業	務	Ø	廃	止	
又	は	停	止	を	
命	ず	3	理	由	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

第76号(第94条関係)

猟銃等保管業務廃止等命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 8 第 3 項の規定により、下記のとおり猟銃等の保管の業務をすることを命ずる。

記

保管	名			称
業者	所	7.	在	
命	令	Ø	内	容
業務の理由	廃止	:又は停	止を命	ゔずる

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 (>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		〔表〕 績 報 告 書	
次のとおり個	レ パ ス 使用の実績を報告します。		
		年	月 日
公安委	§ 員会殿		
		報告者氏名	E
許可番号		銃 の 種 類	
許可年月日		許可に係る用途	
	有	· 無	
	年月日		
使用実績	場所		
	用途		
	状 況		
備考			
許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
	有	· 無	
	年月日		
使用実績	場所		

第74号(第94条関係)

用 途

状 況

備考

第77号(第95条関係)

整理番号	
受理年月日	

使用実績報告書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、 の使用の実績を次のとおり報告します。 年 月 日

公安委員会殿

報告者氏名

Ĥ

許可	年月日			銃の種類	類		
許可	番号			許可に係 用	る 途		
		年 月	日				
使	有	場	所				
用	Ħ	用	途				
т		状	況				
実							
績	無						
備者	Ě						

- 備考 1 報告者は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 報告者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 使用実績報告書中有欄には、直前3年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、無欄には、直前3年間に使用実績が無い理由を記載すること。なお、有欄中 状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載すること。
 - 4 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

許可番号			銃の種類	
許可年月日			許可に係る用途	
		有	•	無
	年月日			
使用実績	場所			
	用 途			
	状 況			
備考				

許可番号			銃 の 種 類	
許可年月日			許可に係る用途	
		有	•	無
	年月日			
使用実績	場所			
	用 途			
	状 況			
備考				

- 備考 1 報告者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる
 - 2 直前3年間の使用実績がある場合は、直前3年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること

なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載 すること。

- 3 備考欄には、上記のほか添付書類名その他必要な事項を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第75号(第95条関係)

第 76 号 (第 96 条関係)

第 78 号 (第 96 条関係) 第 79 号 (第 97 条関係)

第77号(第100条関係)

準空気銃製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第21条の3第1項第4号の規定により、準空気銃の 製造の事業を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 氏 名

ED

主たる事務所の名称、 所 在 地 及 び 電 話 番 号		
事業場の名称、所在地 及 び 電 話 番 号		
責任者の氏名、住所 及 び 電 話 番 号		
譲渡先又は輸	出 先 準空気銃の月間	予定 製造 数 輸出 数
使 用 人	人(別紙のとおり)	

- 備考 1 届出人は、一の都道府県公安委員会に対して同時に二以上の事業場について届出書を提出する場合にあつては、事業場ごとに届出書を提出すること。
 - 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 4 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 5 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、 住所及び電話番号を記載すること。
 - 6 譲渡先又は輸出先欄には、譲渡先の行政庁名又は輸出先の国名を記載すること
 - 7 準空気銃の月間予定製造数又は輸出数欄には、譲渡先又は輸出先ごとに月間予定製造数又は輸出数を記載し、月間予定製造数又は輸出数が月により著しく異なる場合にあつては、その旨を記載すること。
 - 8 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第80号(第101条関係)

整理番号	
受理年月日	

準空気銃製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第 21 条の 3 第 1 項第 4 号の規定により、準空気銃の の事業を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所

氏 名

FII

主たる事務所の名称、所在地 及び電話番号		
事業場の名称、所在地及び電 話番号		
責任者の氏名、住所及び電話 番号		
譲 渡 先 又 は 輸	出 先	準空気銃の月間予定 <mark>製造</mark> 輸出数
使 用 人	別紙のとおり	

別紙

番号		使	用	人	
	本 籍				
	住 所				
	氏 名				
	生年月日				
	本 籍				
	住 所				
	氏 名				
	生年月日				
	本 籍				
	住 所				
	氏 名				
	生年月日				
	本 籍				
	住 所				
	氏 名				
	生年月日				
	本 籍				
	住 所				
	氏 名				
	生年月日				
	本 籍				
	住 所				
	氏 名				
	生年月日				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

別紙	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人は、一の都道府県公安委員会に対して同時に二以上の事業場について届出 書を提出する場合にあつては、事業場ごとに届出書を提出すること。
 - 3 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事 務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 4 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 5 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつて は、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 6 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話 番号を記載すること。

 - 7 譲渡先又は輸出先欄には、譲渡先の行政庁名又は輸出先の国名を記載すること。 8 準空気銃の月間予定製造数又は輸出数欄には、譲渡先又は輸出先ごとに月間予定 製造数又は輸出数を記載し、月間予定製造数又は輸出数が月により著しく異なる場 合にあつては、その旨を記載すること。
 - 9 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第78号(第102条関係)

模造拳銃製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第22条の2第1項ただし書の規定により、模造拳銃の製造の事業を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 氏 名

FΠ

主たる事務所の名称、 所在地及び電話番号			
事業場の名称、所在地 及 び 電 話 番 号			
責任者の氏名、住所 及 び 電 話 番 号			
輸 出 先	模造拳銃 の種類	模造拳銃の月間予定	製造 輸出
使 用 人	人(別	」紙のとおり)	

- 備考 1 届出人は、一の都道府県公安委員会に対して同時に二以上の事業場について届出書を提出する場合にあつては、事業場ごとに届出書を提出すること。
 - 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法 人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 4 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 5 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、 住所及び電話番号を記載すること。
 - 6 輸出先欄には、輸出先の国名を記載すること
 - 7 模造拳銃の月間予定製造数又は輸出数欄には、譲渡先又は輸出先ごとに月間予定製造数又は輸出数を記載し、月間予定製造数又は輸出数が月により著しく異なる場合にあつては、その旨を記載すること。
 - 8 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第81号 (第103条関係)

整理番号	
受理年月日	

模造けん銃製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第2条の2第1項ただし書の規定により、模造けん銃の の事業を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所

氏 名

ED

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地及び電話番号	
責任者の氏名、住所及び電話番号	
模当けん銃の種類及び種類的 の月間予定	
製造 輸出 数	
輸 出 先	
使 用 人	別紙のとおり

別紙

番号			使	用	人	
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日目				
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日目				
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日				
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日				
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日				
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日目				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

_

備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。

- 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
- 5 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話 番号を記載すること。
- 6 輸出先欄には、国名を記載すること。
- 7 不用の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第79号(第103条関係)

模擬銃器製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第22条の 3 第 2 項において準用する法第22の 2 第 1 項 ただし書の規定により、模擬銃器の $\frac{1}{1}$ もいるでは、できる。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 氏 名

ED

主たる事務所の名称、 所 在 地 及 び 電 話 番 号	
事業場の名称、所在地 及 び 電 話 番 号	
責任者の氏名、住所 及 び 電 話 番 号	
輸 出 先	模 擬 銃 器 の 種 類 模擬銃器の月間予定 製造 輸出 数
使 用 人	人(別紙のとおり)

- 備考 1 届出人は、一の都道府県公安委員会に対して同時に二以上の事業場について届出書を提出する場合にあつては、事業場ごとに届出書を提出すること。
 - 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法 人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 4 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 5 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、 住所及び電話番号を記載すること。
 - 6 輸出先欄には、輸出先の国名を記載すること
 - 7 模擬銃器の月間予定製造数又は輸出数欄には、譲渡先又は輸出先ごとに月間予定製造数又は輸出数を記載し、月間予定製造数又は輸出数が月により著しく異なる場合にあつては、その旨を記載すること。
 - 8 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第82号 (第104条関係)

整理番号	
受理年月日	

模擬銃器製造等届出書

細胞刀剣類所持等取締法第2条の3第2項において準用する法第2条の2第1項ただし書の規定により、模擬銃器のの事業について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所

氏 名

ED

	解析の名称 話番号	所在地	
事業級話番号	D名称 所在	也及び電	
責任者の番号	D氏名 住所?	ひ電話	
	め種類及び 製造 定輸出		
輸	出	先	
使	用	人	別紙のとおり

別紙

番号			使	用	人	
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日目				
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日目				
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日				
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日				
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日				
	本	籍				
	住	所				
	氏	名				
	生年月	日目				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

加松	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 4 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 5 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話 番号を記載すること。
 - 6 輸出先欄には、国名を記載すること。
 - 7 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 80 号 (第 105 条関係)

第81号(第105条関係)

第 82 号 (第 110 条関係)

第 83 号 (第 111 条関係)

第 84 号 (第 111 条関係)

第 83 号 (第 106 条関係)

第 84 号 (第 106 条関係)

第 85 号 (第 111 条関係)

第 86 号 (第 112 条関係)

第 87 号 (第 112 条関係)

第85号(第112条関係)

期間延長承認申請書 APPLICATION FOR EXTENSION OF PERIOD

Date: Year Month Day

警察署長殿

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第113条の規定により、期間の延長の承 認を申請します。

Pursuant to the provisions of article 113 of the Ordinance for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for the extension of period.

1.申 請 人 Applicant 国籍又は本籍 Nationality/Region

所 Address in Japan

電 話 番 号 Telephone no.

業 Occupation

名 Name 印 性別 男・女 Male / Female Sex 牛 年 月 日 Date of birth 月^{IIII}III

Year Month Day

2. 仮 領 置 の 日

The date of temporary retention

- 3. 仮領置の日から起算して6月の期間が満了する日 The date when the period of 6 months has expired since the date of temporary retention
- 4.申請の延長期間 Extended period
- 5.申請の延長期間の満了の日 The date when the extended period has expired
- 6.申請の理由 The reason for application
- 7. 備

備考 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することがで

Applicant can affix his/her signature instead of affixing his/her name and seal.

第88号(第113条関係)

整	理	番	号	
承	認年	月	日	

期間延長承認申請書

年 月 日

警察署長殿

申請人氏名

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第113条の規定により、期間の延長の承 認を申請します。

1. 申 請 人

国籍又は本籍

所 _____

名 性別 男・女

生 年 月 日______

- 2. 仮 領 置 の 日
- 3. 仮領置の日から起算して6月の期間が満了する日

- 4. 申請の延長期間
- 5.申請の延長期間の満了の日
- 6.申請の理由
- 7. 備

備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。

2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。

<u>第 86 号(第 113 条関係)</u>	第 89 号 (第 114 条関係)	
<u>第 87 号(第 114 条関係)</u>	第 90 号 (第 115 条関係)	

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和四十一年総理府令第四十六号)(傍線部分は改正部分)

改正案	現
(譲渡の許可の申請)	(譲渡の許可の申請)
第二条 法第十七条第一項の規定により猟銃用火薬類等の譲渡の許可	第二条 法第十七条第一項の規定により猟銃用火薬類等の譲渡の許可
を受けようとする者は、別記様式第一号の猟銃用火薬類等譲渡許可	を受けようとする者は、別記様式第一号の猟銃用火薬類等譲渡許可
申請書をその住所地を管轄する都道府県公安委員会 (以下「公安委	申請書二通をその住所地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公
員会」という。) に提出しなければならない。	安委員会」という。) に提出しなければならない。
(譲受けの許可の申請)	(譲受けの許可の申請)
第三条 法第十七条第一項の規定により猟銃用火薬類等の譲受けの許	第三条 法第十七条第一項の規定により猟銃用火薬類等の譲受けの許
可を受けようとする者は、別記様式第二号の猟銃用火薬類等譲受許	可を受けようとする者は、別記様式第二号の猟銃用火薬類等譲受許
可申請書をその住所地を管轄する公安委員会に提出しなければなら	可申請書二通をその住所地を管轄する公安委員会に提出しなければ
ない。	ならない。
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
(譲渡許可証等の書換の申請)	(譲渡許可証等の書換の申請)
第六条 法第十七条第七項の規定により譲渡許可証又は譲受許可証の	第六条 法第十七条第七項の規定により譲渡許可証又は譲受許可証の
書換えを受けようとする者は、別記様式第五号の猟銃用火薬類等譲	書換えを受けようとする者は、別記様式第五号の猟銃用火薬類等譲
渡(受)許可証書換申請書に当該許可証を添えて、その交付を受け	渡(受)許可証書換申請書二通に当該許可証を添えて、その交付を
た公安委員会に提出しなければならない。	受けた公安委員会に提出しなければならない。
(譲渡許可証等の再交付の申請等)	(譲渡許可証等の再交付の申請等)
第七条 法第十七条第八項の規定により譲渡許可証又は譲受許可証の	第七条 法第十七条第八項の規定により譲渡許可証又は譲受許可証の
再交付を受けようとする者は、別記様式第六号の猟銃用火薬類等譲	再交付を受けようとする者は、別記様式第六号の猟銃用火薬類等譲
渡(受)許可証再交付申請書をその交付を受けた公安委員会に提出	渡(受)許可証再交付申請書二通をその交付を受けた公安委員会に

ない。の汚損であるときは、当該申請書に当該許可証を添えなければならしなければならない。この場合において、申請の理由が当該許可証

(輸入の許可の申請)

2・3 (略)

けた公安委員会に提出しなければならない。書記載事項変更届に当該許可書を添えて、遅滞なく、その交付を受に変更が生じたときは、別記様式第八号の猟銃用火薬類等輸入許可4.前項の規定による輸入許可書の交付を受けた者は、その記載事項

(輸入の届出)

猟銃用火薬類等輸入届を陸揚地を管轄する公安委員会に提出して行第十条(法第二十四条第三項の規定による届出は、別記様式第九号の

なわなければならない

可証の汚損であるときは、当該申請書に当該許可証を添えなければ提出しなければならない。この場合において、申請の理由が当該許

ならない。

(輸入の許可の申請)

ければならない。

で記載した書類を添えて、陸揚地を管轄する公安委員会に提出しなび配合比を、実包、空包又は銃用雷管にあつてはその構造及び組成可申請書三通に、無煙火薬又は黒色猟用火薬にあつてはその成分及可を受けようとする者は、別記様式第七号の猟銃用火薬類等輸入許第九条 法第二十四条第一項の規定により猟銃用火薬類等の輸入の許

2・3 (略)

を受けた公安委員会に提出しなければならない。 書記載事項変更届二通に当該許可書を添えて、遅滞なく、その交付に変更が生じたときは、別記様式第八号の猟銃用火薬類等輸入許可4 前項の規定による輸入許可書の交付を受けた者は、その記載事項

(輸入の届出)

て行なわなければならない。 猟銃用火薬類等輸入届二通を陸揚地を管轄する公安委員会に提出し第十条 法第二十四条第三項の規定による届出は、別記様式第九号の

別記様式第1号(第2条関係)

猟銃用火薬類等譲渡許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申	1:	È	FF	ŕ									
請	i	3/1)	がた	ì									
PH	E	Ŧ	名	,						E	性別	:	男・女
人													
	生	年	月	日				年		月	日		
	電	話	番	号									
火	種			類	実		包	空	包	銃用雷管	無煙	火薬	黒色猟用火薬
薬	名			称									
類	数			量			個		個	1	固 グ	ラム	グラム
譲	渡			的							•		
譲渡	度期日	∃ (期間	1)			年	月	日(年年	月 月	日日	から) まで
譲の	渡所	火在	薬場	類所									
譲	住			所									
渡				47									
の	氏			名									
相	譲	許可	可の種	無						Т			
手	銃(実行	カ種 包(類道空包	合()	種	類				適合実包 (空包)]		
方	銃の所	帯弧	(強証)	器			•				•		

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
 - 3 譲渡期間は、1年を超えないこと。
 - 4 譲渡の相手方が火薬類の販売業者であるときは、その屋号又は商号も記載すること。
 - 5 譲受許可の有無欄には、許可を受けているときは許可証の番号、許可を受けていないときはその理由を記載すること。
 - 6 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1号(第2条関係)

整理番号			
受理年月日	年	月	日
許可番号			

猟銃用火薬類等譲渡許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

EΠ

								. I . HI	,,,							
住職氏	所業名	(年齢	,)													
火	種		類	実		包	空	É	9	銃月	雷管	無煙	火薬	黒色薬	色猟丿	用火
薬	名		称													
類	数		量			個		1	個		個	5	゙ラム		グ	ラム
譲	渡	目	的													
譲渡	度期日	(期間	1)			年		月		日(年年	月月		から まで		
譲渡場	度火薬類 「	類の所	f在													
譲渡	住職氏		所業名													
の 15	譲受記無	許可σ)有													
相手	銃の和 実包	種類道 (空包	合[]	種	類						適合実 (空包	包!)				
方	銃の月証) 額	折持許 番号	F可記	IE (!	登録											

備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。

- 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつては その番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記 載すること。
- 4 譲渡期間は、1年をこえないこと。
- 5 譲渡の相手方が火薬類の販売業者であるときは、その屋号又は商号も記載すること。
- 6 譲受許可の有無欄には、許可を受けているときは許可証の番号、許可を受けていないときはその理由を記載すること。
- 7 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号(第3条関係)

猟銃用火薬類等譲受許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申	住		所											
請	131	りか	ヾな											
	氏		名								Ер	性別	1	男・女
人	生生	年 <i>月</i>	1	日				年	月		E	1		
	電言	括習	E I	号										
火	種			類	実		包	空	包	銃 用	雷管	無煙	火薬	黒色猟用火薬
薬	名			称										
類	数			量			個		個		個	グラ	5 ム	グラム
銃	の種	類及	ኔ ፣	ゾ	種	類				適合	実包			
適台	含実包	(空	包	.)	作里	枳				(空	包)			
	こ保有 薬 類													
許可	可証等	筝の	番	号	技能 教習	検定資格	\$許可証 2通知書 8認定証 8認定証 8証	Ē	第				号	ţ
譲	受	目		的										
譲	受	期		間	í	Ŧ	月	日から	年		月	日ま	きで	
貯 す	蔵 又 る	は 場	保	管 所										
消	費	計		画	火薬類の	消費(贈	人)計画につ	いて、別紙を作成		_	_			

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあってはそ

別記様式第2号(第3条関係)

整理番号			
受理年月日	年	月	日
許可番号			

猟銃用火薬類等譲受許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

ED

住職氏	所 業 名 (:	年齢)								
火	種	類	実	包	空	包	銃用雷	管	無煙火薬	黒 色 猟用火薬
薬	名	称								
類	数	量		個		個		個	グラム	グラム
	D種類及び (空包)	適合実	種	類			適合実	包((空包)	
証技書教証練証	D所持許可 能検定通知 習資格認定 習資格認定 D登録証	备号								
譲	受 目	的								
譲	受 期	間		年	月	日	から	年	月	日まで
貯蔵所	載又は保管 [・]	する場								
消	費期日(期	期間)			年	月	В	年 年		日から 日まで
消	費	地								

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつては その番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記 載すること。
 - 4 譲受期間は、1年を超えないこと。
 - 5 消費地欄は、狩猟にあつては都道府県名、射的練習にあつては指定

の番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載する こと。

- 3 現に保有している火薬類の数量欄には、許可申請時点において火薬庫 外貯蔵している許可申請に係る火薬類の種類、名称(銃用雷管、無煙火 薬及び黒色猟用火薬を除く。)及び数量を記載すること。
- 4 許可証等の番号欄には該当する許可証等の 内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。
- 5 譲受期間は、1年を超えないこと。
- 6 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、譲受目的が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示すること。
- 7 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

射撃場の所在地及びその名称、その他の場合にあつては消費地をでき るだけ詳しく記載すること。

- 6 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、技能検定通知書、 教習資格認定証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。ま た、譲受目的が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定によ る銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証(許 可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示する こと。
- 7 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

予定時期	予定数量	予定場所	備	考

- 備考 1 予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を 記載すること。
 - 2 予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並び にその事由を記載すること。
 - 3 予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その 他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
 - 4 備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
 - 5 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第3号(第5条関係)

									第	£	릉
				猟銃	用火	薬類	等譲渡	許可証	年	月 日	∃
									公安	委員会 🗈	EID
				住	ļ	听					
譲渡	度の許可	を受けた	き者	氏	3	名					
				生 年	月1	B		年	月	E	3
火	種		類	実	包	空	包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用/ 薬	火
薬	名		称								
類	数		量		個		個	個	グラム	グラム	4
譲	渡	目	的								
**	,	±0 - 7		住	所						
譲	渡の	相手	方	職氏	業 名						
有	効	期	間		年	F] [目から	年 月	日まで	で
				1							_

注意事項

譲渡したときは、その都度、裏面の譲受人記載欄に所定の事項の記載を受けること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3号(第5条関係)

									第	튁
				猟釒	充用火	薬類等	等譲 渡	許可証	年	月 日
									公安	委員会 日
				住	j	斩				
譲渡	度の許可	を受けた	と者	職	Ì	業				
				氏名	(年齢)				
火	種		類	実	包	空	包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用リ 薬
薬	名		称							
類	数		量		個		個	個	グラム	グラム
譲	渡	目	的							
譲	渡の	相手	方	住職	所業					
有	効	期	間	氏	名 —— 年	月	ı	日から	年 月	日まて
Ħ	XIJ	别	旧		+	Н		n 11. 2	+ 1	да

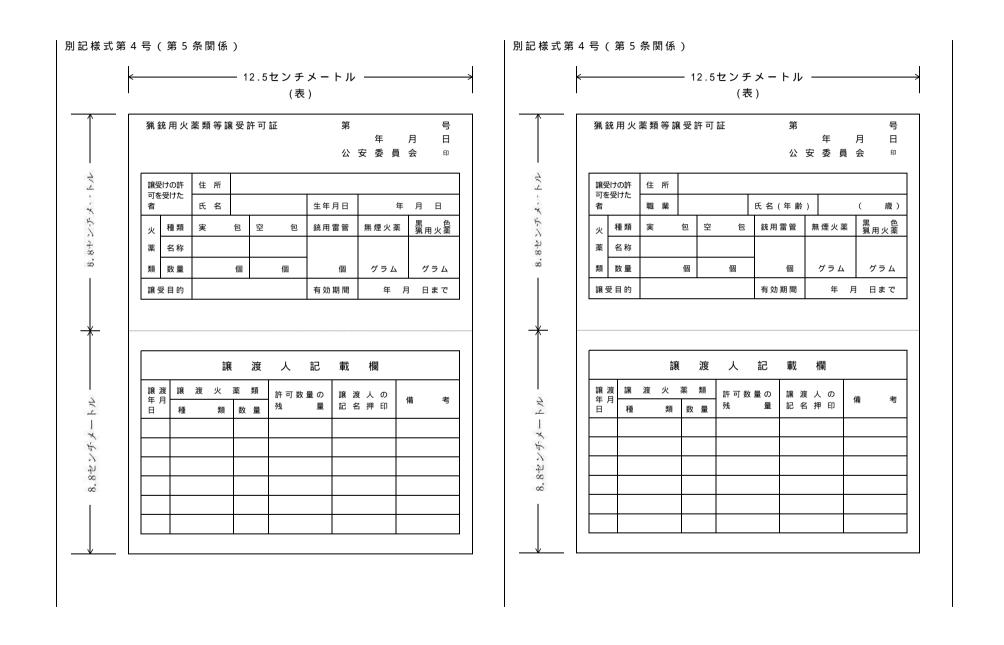
注意事項

譲渡したときは、その都度、裏面の譲受人記載欄に所定の事項の記載を受けること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏) 譲 受 人 記 載 欄 譲 受 火 薬 類 許 可数 量 に 対 す る 残 量 対 す る 残 量 譲受年月日

(裏) 譲受人記載欄 譲 受 火 薬 類 許 可数 量 に 対 す る 残 量 対 す る 残 量 譲受年月日



(裏)

注意事項 譲り受けたときは、その都度、譲渡人記載欄に所定の事項の 記載を受けること。 (裏)

注意事項 譲り受けたときは、その都度、譲受人記載欄に所定の事項の 記載を受けること。

別記様式第5号(第6条関係)

猟銃用火薬類等 譲渡 譲受許可証書換申請書

年 月 日

公安委員会殿

申	ふり	が	な			刪	話	番	号
請人	氏		名		ED				
許可	番		号						
証	交付:	年月	日	年	月			日	
変	X		分	ΙΒ		亲	fi		
更事	住		所						
項	氏		名						
变	更年	月	日	年	月			日	

- 備考 1 該当する申請書名の 内にレ印を記入すること。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 この申請書には、許可証を添えること。
 - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第5号(第6条関係)

整理番号			
受理年月日	年	月	日
許可番号			

猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証書換申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

ED

許可	番	号					
証	交付的	年月日	年	月	日		
変	X	分	IΒ	新			
更	住	所					
事	職	業					
項	氏	名					
変	更年	月日	年	月	日		

備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。

- 2 申請書名の不用文字は、消すこと。
- 3 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
- 4 この申請書には、許可証を添えること。
- 5 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第6号(第7条関係)

猟銃用火薬類等 譲受 譲受

年 月 日

公安委員会殿

申	住			所						
	ιζι	IJ	が	な						
請									性別	男・女
人	氏			名				Ер		
	生	年	月	日		年	月		日	
	電	話	番	号						
許	種			別	譲渡許可証	譲受許	可証			
可	番			号						
証	交	付名	羊 月	日		年	月		日	
申	請	の	理	由						

- 備考 1 該当する申請書名の 内にレ印を記入すること。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 許可証の種別欄には、該当する種別の 内にレ印を記入すること。
 - 4 申請の理由が許可証の汚損であるときは、その許可証を添えること。
 - 5 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第6号(第7条関係)

整理番号			
受理年月日	年	月	日
許可番号			

猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証再交付申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

E

住職	所業				
백成	耒				
氏	名(年齢)				
許	種 別	譲渡許可証・譲受許可証			
可	番号				
証	交付年月日		年	月	日
申	請 の 理 由				

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請書名及び許可証の種別欄の不用文字は、消すこと。
 - 3 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 4 申請の理由が許可証の汚損であるときは、その許可証を添えること。
 - 5 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

猟銃用火薬類等輸入許可申請書 年 月 日 公安委員会殿 住 所 申 請 ふりがな 性別 男・女 人 氏 名 ΕD 生年月日 年 月 日 電話番号 火種 空 包 銃 用 雷 管 無 煙 火 薬 実 包 黒色猟用火薬 薬名 類数 個 グラム グラム 銃の種類及び 適合実包(空包) 適合実包(空包) 銃の所持許可証 (登録証)の番号 輸 入 目 的 入 製造年月日 年 月 日 陸揚予定期日 年 月 日 陸揚予定地 貯 蔵 又 は 保 管 する場所 消費又は譲渡の 月 日から 年 月 日 年 月 予定期日(期間) 日までん

別記様式第7号(第9条関係)

別記様式第7号(第9条関係)

整理番号	
受理年月日	年 月 日
許可番号	

猟銃用火薬類等輸入許可申請書

年 月

公安委員会殿

申請人氏名

ED

住	所										
住職氏	業										
尺	名(年齢	!)							ı		
火	種	類	実	包	空	包	銃用電	雷管	無煙り	薬	黒色猟用 火 薬
薬	名	称									
類	数	量		個		個		個	グラ	ラム	グラム
銃の種類・適合実包			種	類				適台	含実包		
(3	至包)		1111	大只				(3	空包)		
銃の)所持許可証	(登									
録訂	E)の番号										
輸	入 目	的									
輸	Л	先									
製	造 年 月	日				年		月		日	
陸	揚予定期	月日				年		月		日	
陸	揚予定	地									
貯蔵所	蔵又は保管す	る場									
	費又は譲渡の 日(期間)	予定		年	月	E	1	年 年	月月	日日	から まで

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつては その番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記 載すること。

- 備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつては その番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載 すること。
 - 3 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証又は銃の登録証を提示すること。また、輸入目的が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示すること。
 - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- 4 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証又は銃の登録証を提示すること。また、輸入目的が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示すること。
- 5 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

年 月 日 公安委員会に提出したものと同じ。										
許可申請に係る種類	頭の火薬類の消費 (購入)計画								
予定数量	予定場所	備考								
	許可申請に係る種類 □	午可申請に係る種類の火薬類の消費(

- 備考 1 既に提出したものと内容に変更がない場合には、 内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。
 - 2 予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
 - 3 予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
 - 4 予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
 - 5 備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
 - 6 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第8号(第9条関係)

猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届

年 月 日

公安委員会殿

届	ısı	IJ		が	な					電	話	番	号
出	氏				名				ED				
人	LC				₽				Сþ				
輸入許	番				号								
可書	交	付	年	月	日			年		月		日	
	X				分		旧				新		
変	住				所								
	氏				名								
更	輸		入		先								
	製	造	年	月	日	年	月	日		年	月		日
事	陸	揚予	,定	期	日	年	月	日		年	月		日
項	貯 す	蔵 又 る		t 保 場	管 所								
炽	消費期	!又は 日 (度の予	予定)	年	月	日 (年 年	月月		から ⁻ まで)
変	夏	E	年	E	月	日		年	月		日		

- 備考 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 この届書には、輸入許可書を添えること。
 - 3 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第8号(第9条関係)

整理番号	
受理年月日	年 月 日
許可番号	

猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届

年 月 日

公安委員会殿

				申請人氏名										ED				
輸給書	番				号													
音	交	付	年	月	日					年			月		Е	1		
	X				分			IF	3							新		
变	住				所													
	職				業													
更	氏				名													
	輸		λ		先													
事	製	造	年	月	日		年	F	3	日				年		月	日	
	陸	揚音	予定	期	日		年	F	3	日				年		月	日	
項		蔵又 場所		管	ţ													
	消费	費又 注期:	は韻 3 (す	渡傾調	ກ)		年	月	(1	3		≢ ≢	月月		日か日ま)	
变	更	ī	年	月	l	日			年		月		日					

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 この届書には、輸入許可書を添えること。
 - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第9号(第10条関係)

猟銃用火薬類等輸入届

公安委員会殿

年 月 日

	住	所								
届	ふりが	な								
出	氏	名					ÉĐ	性別	ļ	男・女
人	生年月	日			年		月	日		
	電話番	号								
火	種	類	実	包	空	包	銃用雷管	無煙	火薬	黒色猟用火薬
薬	名	称								
*	数	量		個		個	個	グ	ラム	グラム
輸入許	番	号								
可書	交付年。	月日			年	ļ	=	日		
積	載船	名								
陸	揚	地								
陸	揚	日			年	ļ	目	日		
貯す	蔵 又 は 係る 場									

- 備考 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつては その番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載 すること。
 - 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第9号(第10条関係)

整理番号			
受理年月日	年	月	日

猟銃用火薬類等輸入届

公安委員会殿

年 月 日

届出人氏名

所 職 Ë 名(年齢) 火種 類実 包空 包 銃用雷管 無煙火薬 猟用火薬 薬名 称 類数 量 グラム グラム 輸入許可書 묵 交付年月日 年 月 日 載 船 名 揚 地 貯蔵又は保管する

- 備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつては その番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記 載すること。
 - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第10号(第11条関係)

猟銃用火薬類等消費許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申	1	È	FF	i i											
	,	3, I)	がた	ì											
清人	ĺ	£	名	í								Ер	性別	į	男・女
	生	年	月	日				年			月		日		
	電	話	番	号											
火	種			類	実	包		空	包	ļ	鏡用	要管	無煙:	火薬	黒色猟用火薬
薬	名			称											
類	数			量		個	1		1	固		個	グ	ラム	グラム
	の種類 合実(1)	種	類						実包 包)			
許可	可証	等(の 番	号	練習	所持言 資格言 登録言	忍定				第				号
消	費		Ħ	的											
消	費	i	Ħ	画	火薬類の消	費(購入)	計画	欄について、	別紙を作	F成す	ること。				
沿	貴期日	= (抽問	1		年	F	╡	日		•	年	月	E	から
/H 5	2 2/ /)	1 (***)		-	,	-J	н		=	年	月	E	まで
数量	こ無 量を する 争 下	超月理日	えて 由 及	消 び											

別記様式第10号(第11条関係)

整理番号			
受理年月日	年	月	日
許可番号			

猟銃用火薬類等消費許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

ED

住職氏	名(年	所 業 齢)							
火	種	類	実	包	空	包	銃用雷管	無煙火薬	黒 色 猟用火薬
薬	名	称							
類	数	量		個		個	個	グラム	グラム
	D種類・適合 E包)	実包	種	類			適合実包	(空包)	
格記	D許可証、練習 図定証又は銃の 正の番号								
消	費目	的							
消	費	地							
消費	費期日(期間	引)			年	月	В	年 月年 月	日から 日まで
を走	こ無許可消費数 超えて消費する ひび危険予防の	5理							

- 備考 1 申請人は、 印の欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつては その番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記 載すること。
 - 4 消費地欄は、狩猟にあつては都道府県名、射的練習にあつては指定

備考 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

- 2 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつては その番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載 すること。
- 3 許可証等の番号の欄については、該当する許可証等の 内にレ印を 記入し、当該許可証等の番号を記載すること。
- 4 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、消費目的が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示すること。
- 5 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

射撃場の所在地及びその名称、その他の場合にあつては消費地をできるだけ詳しく記載すること。

- 5 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、練習資格認定証又 は銃の登録証を提示すること。また、消費目的が鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種 銃猟狩猟者登録証又は許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつて は、従事者証)を併せて提示すること。
- 6 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

年 月 日 公安委員会に提出したものと同じ。										
許可申請に係る種類の火薬類の消費(購入)計画										
予定数量	予定場所	備	考							
	許可申請に係る種類	許可申請に係る種類の火薬類の消費(許可申請に係る種類の火薬類の消費(購入)計画							

- 備考 1 既に提出したものと内容に変更がない場合には、 内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。
 - 2 予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
 - 3 予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
 - 4 予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
 - 5 備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
 - 6 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号(第11条関係)

猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届

年 月 日

公安委員会殿

届	ふり	がな			電	話	番	号
出	ш	47		ED				
人	氏	名		Eh				
消費許可書	番	号						
可書	交付名	∓月日	年	月			日	
変	×	分	IΒ		新	Ť		
更事	住	所						
項	氏	名						
変	更年	月日	年	月			日	

- 備考 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 この届出書には、消費許可書を添えること。
 - 3 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第11号(第11条関係)

整理番号			
受理年月日	年	月	日
許可番号			

猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

cn

消暴計畫	番	号				
書	交付:	年月日		年	月	目
変	X	分	IΒ			新
更	住	所				
事	職	業				
項	氏	名				
変	更年	月日		年	月	日

- 備考 1 申請人は、 印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること ができる。
 - 3 この申請書には、許可書を添えること。
 - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。